

平成29年第7回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年12月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年12月11日 午前9時 平成29年12月11日 午後3時41分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年12月11日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (平成29年12月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
井 上 敏 文	1. 小・中学校既存校舎は改修か建て替えか 2. 新興住宅地内の共有道路について町の考え方を問う
坂 井 正 隆	1. 町長の社協会長の兼務について問う 2. 高齢化に伴う一般ゴミ収集のあり方について
三 苦 紀美子	1. 議会（常任委員会）での要望対応は 2. 老人福祉大会の見直しを 3. 通学合宿の実施はできないか
土 渕 茂 勝	1. 佐賀空港へのオスプレイ配備について再度問う 2. 弾道ミサイル発射時の対応について 3. 郷土資料館の整備を求める 4. 自然災害が来る前にトイレの整備を
池 田 和 幸	1. 町道門前～畑川線の道路拡張について 2. 江北町商工会への支援と指導について

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第7回江北町議会定例会会期4日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、質問を始めたいと思います。（「マイクが入っていない」と呼ぶ者あり）マイクが入っとらん。

○西原好文議長

暫時休憩します。

午前9時1分 休憩

午前9時2分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。井上君。

○井上敏文議員

ちょっとマイクのふぐあいがあって、出鼻をくじかれたような感じもしますが、気を取り直して始めたいと思います。

改めまして、皆さんおはようございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきました井上敏文でございます。12月議会のトップバッターとして一般質問を始めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問の1点目に入ります。

小・中学校既存校舎は改修か建て替えかということで質問をさせていただきます。

本町の小学校は、体育館が昭和51年度に木造から鉄骨造に建てかえられており、また、教室棟、管理棟は昭和53年度から54年度にかけて木造から鉄筋コンクリート造に建てかえられております。

体育館においては、築41年が経過をしているものの、新築から30年が経過をしており、平成21年度に耐震改修、22年度に大規模改修を行っております。また、教室棟、管理棟も築40年ほどが経過しておりますが、耐震改修は体育館と同時に行っており、これまでの間は、その都度、補修工事が行われているようです。

しかしながら、校舎全体を見たとき、校舎内部は老朽化が目立ち、特にトイレのにおいは劣悪であり、給排水、衛生設備等の劣化が進んでいるようにも思います。いろいろ言いまし

たが、要は、小学校ができてもう40年たちます。体育館が30年経過したときに大規模改修を行っている。管理棟、教室棟は、部分的な補修をされたものの、ちょっと老朽化が目立っているということでもあります。この管理棟、教室棟についてお伺いをしていきたいと思いません。

このような状況の中、教育委員会では校舎の大規模改修を進めるべく、平成26年度に、3年前に大規模改造事業基本計画策定業務を設計事務所に委託し、1,188千円かけて、その報告書ができ上がっているかと思えます。それを踏まえて平成27年度の中期財政計画では、平成29年度から31年度にかけて、358,000千円で改修をしていくと報告をされました。ところが、平成28年度の中期財政計画には計上されておりません。これは、町長がかわったことにより政策の見直しを図られたことによるものではないかと思えますが、質問の1点目、小学校の施設整備において、この校舎は大規模改修をして長寿命化を図るのか、あるいは鉄筋コンクリート造の耐用年数が50年と言われておりますので、当面は部分的な補修をしながら建てかえの時期を見て新築を検討されるのか、町長のお考えをお伺いしたいと思えますが、今の小学校の状況をパワーポイントで説明をしていきたいと思えます。パワーポイントよろしくをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが、小学校の校舎のところですね。1回塗装はされたと思えますけど、この辺のひさしあたりがくすんでいるということです。

これは雨水の排水ですけど、バルコニーのところの排水管。私はこれ漏れているんじゃないかなと思うんですよね。こういうふうに剥離をしておって、一部腐食のような感じもしています。これをそのまま放置しておくとも鉄筋にも影響し、構造物にも影響が出てくるんじゃないかなという気がします。

これが、先ほどからトイレが劣悪環境にあるんじゃないかということですが、この小学校のトイレは非常ににおいがするんですよね。つい最近行きました。冬場でもにおいがします。夏場はこのにおいが教室棟にも漂っているというふうなことで、この原因は何かというと、私が考えるのに、この床の排水口があります。ここトラップといって水を入れてここで匂いを遮断する。あと、このトイレのし尿も、これは流れてこのパイプが一緒につながっているため、この辺の配管がかなり老朽化しているがために下に流れなくて、このトイレもトラップが機能していないんじゃないかと。トラップというのは、水をためてにおいを防ぐところですね。この床のところをあけてみると、かなり腐食をしております。このキャップ

をかえられたようではあるんですけど、こういうふうに劣化をしているということでもあります。

教室棟についても、教室の状況ですが床がこのように劣化して、これも40年近くたってそのままということですね。これもワックス等をかけていけば耐久性が出てくると思うんですけど、そういうふうな部分的な補修はされておるものの、こういった内装の大規模改修はされていないということでもあります。

ということで、小学校校舎については、環境的には好ましくないんじゃないかなという気もします。先ほど言いました中期財政計画に上がっていないというのは、その辺を新築も視野に入れて検討されているのかなという気もしますが、町長の見解をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

おはようございます。井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、建築等の時期について確認をしておきたいというふうに思っています。

小学校は、昭和7年に建築をされたというふうになっています。先ほど議員御指摘のとおり、昭和51年度に屋内運動場、体育館が建てられ、昭和52年3月31日に完成をしたと。今41年目ということになるかと思えます。

それから、昭和54年度、教室棟が建てられ、昭和54年8月31日に完成しましたので、39年目に入るかというふうに思います。

その翌年、昭和55年度、昭和56年3月25日に管理棟が完成しました。37年の経過ということになるかと思えます。

そして、平成21年度に体育館の耐震改修及びそのときに床の研磨とかいうことをしております。それから、その後、教室棟の耐震工事をしているということになります。それから、このほかに屋根の防水とか、それから外装塗装工事等を実施しているところでございます。

毎年いろいろなふぐあいについて報告があり、それについて毎年度工事費をつけて修繕し、施設の維持管理に努めているところでございます。

（パワーポイントを使用）先ほど出てきていましたトイレについて、4月にそういう話を伺いました。6月のフリー参観デーのときに行きまして、特に、2階の東側のトイレのにおいについてはかなり厳しいものがありましたので、確認をしてもらって、これが全ての原因

かどうかわかりませんが、先ほど委員御指摘されたところを縦に切るとこういう状態になって、ワントラップというふうに書かれています、下からのにおいが上に上がってこないように、斜線のところに水をためて、そして、においが上にこないようにという装置なんです、上にかぶせている部分が、先ほどの写真にもありましたように腐食していたということがわかりましたので、2階と3階の東側の床の部分、それから洗面所のところについては全部、このワントラップの上にかぶさっているやつを新たにしまして、改善に努めたところでございます。あと、西側のほうがまだ残っていますので、そこらあたりについて、今年度中にできればいいかなというふうに思っています。

こういうふうに、できるだけその都度対応して、修繕しながら施設管理に努めているというのが現状でございます。

続きまして、先ほど議員御指摘されました平成26年度の長寿命化計画策定業務委託というのがありました。大規模改造による改修、これに1,290,000千円、改築、新築であれば2,250,000千円という結果で、事業費についてはかなり差が出ています。しかし、計画を委託した業者に言わせれば、新築、改築のほうが適当ではないかというふうな結論をいただいたところでございます。

しかし、改築にかかる事業費が、今申しましたように2,250,000千円、町の年間の予算の半分に当たる金額でございまして、急には結論が出せる状況ではなかったということであり、ただ、排水設備等の改修については以前から学校から要望が出ていましたので、その分を358,000千円、先ほど議員御指摘でしたけれども、27年度の中期財政計画に上げていただいたところでございます。時期については、平成30年から31年度にかけて、トイレとか排水等の改修を行うという計画を27年度に立てたところでございます。

翌年には、実は小学校が先ほど申しましたようにいよいよ40年に近づいてきたということがありまして、実は長寿命化計画というのが、築40年というのが一つの区切りになっています。それに近づいてきたということで、長寿命化についても改めて検討すべきではないかということになり、トイレ等の大規模改修も含めた長規模化と改築について比較検討したほうがいいのではないかと、28年度につきましては、中期財政計画の中からトイレの分も一旦取り下げたということでございます。

今年度に入りまして、校舎一体型の小中一貫校についても試算をしましたが、これについては町の1年分の予算が必要だということで、まずは小学校の校舎管理棟についてどうだろ

うかということ改めて検討をしたところ、小学校の単独であれば長寿命化での改修が適当ではないかというふうな結論を今持ってはいるところでございます。ただ、校舎管理棟以外にも41年目に入った体育館もありますし、プールのほうも、今、床というか底のほうが非常に滑りやすくなってきたということで、ぜひ塗りかえていただきたいという要望も出てまして、実はこれには8,000千円かかるというふうに言われていまして、そういうこともひっくるめて考えていかないといけないんじゃないかということで、もう少し時間をいただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま教育長のほうから答弁をしていただきました。答弁はなるべく簡潔にお願いしたいんです。時間が制約されておるものですから、私もいっぱい聞きたいことがある中で、その辺は、執行部の方よろしくお願いたします。

先ほどの答弁、長寿命化を図っていくと、改修をしていくというふうなことだと思います。教育委員会の答弁としてはそういうふうなことになる。ただし、施設整備は町がしていくということになりますよね。教育委員会は現場の環境を訴えるという形だと思います。

施設の整備については、町長のほうで考えていかれるものと思いますので、全体的な質問はまた後で出てまいりますので、第2点目に入りたいと思います。

今度は中学校のほうです。一方、中学校の校舎においては、昭和61年度に木造から今の鉄筋コンクリート造4階建てに建てかえられており、既に新築されて30年が経過をしております。中学校校舎の現状を見ていると、もうそろそろ大規模改修をする時期に来ているのではないかと思います。

質問の2点目でございます。中学校校舎の整備について、町長はどのように考えておられるのか、お伺いたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

井上議員の御質問にお答えいたします。

済みません、簡潔に答弁をしたいというふうに思います。

先ほど長寿命化という話が出ましたけれども、あくまでも小学校単独ということであれば長寿命化の改修が適当ではないかというふうに判断しているということで、御理解いただきたいというふうに思います。

中学校においては、校舎が耐震基準に適合していたということで補強の必要はなかったものですから、経年に伴うふぐあいについて、小学校と同様に各年度、工事費や修繕費を計上しながら維持管理に努めているというところがございます。今のところ大きなふぐあいは伺っていません。

以前は、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数が50年と言われていまして、50年経過したものについては新たに建てかえというのがなされていましてけれども、今は、それに長寿命化計画というのが加わりまして、それでいけば、40年ぐらいたったら長寿命化計画でもう一回改修をして、そして、あとプラス30年ぐらいはもたせるようにしましょうということで、70年以上使用できるようなことも選択肢の中に入ってきたということがございます。

昭和61年に新築された江北中学校ですので、少なくとも数年後にはその40年の対象にはなっていくというふうに思いますので、小学校の質問のことで、単独であれば長寿命化がいかなというふうに思いますが、中学校については、数年後にはそういう対象に入ってくるので、小学校に加えて中学校も一緒に考えていくことも必要なのかなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

中学校、そろそろ改修をしなければいけないんじゃないかなという認識であられると思います。私もそう思います。中学校の外観ですけど、現状だけパワーポイントで説明をしたいと思います。

(パワーポイントを使用) これは中学校の外観ですけど、中は見ておりませんが、塗装関係はこういうふうに黒ずんで塗装する時期じゃないかなという気がいたします。

これも、同じ西側から見たんですけど、外壁等は補修をする時期じゃないかなと。

ここの上のひさしのところ一部、これモルタルがはがれているんじゃないかなという気も

しますけどね、こういったふぐあいも、30年たてば出てくるのではないかと。

中も改修されるとなれば、中のほうもしっかり検討をしていただきたいと思います。

それでは、中学校のほうはわかりました。

質問の3点目に入ります。

小・中学校を考えたときに、もう一つの考え方として、県内では今、教育環境の整備の一環として小中一貫校による施設整備が進んでいるようです。

質問の3点目でございますが、今後の本町の学校施設の整備については、中長期的な展望に立って進めるべきではないかと思いますが、一つの案として、小中一貫教育の一貫校も視野に入れながら、小・中学校の校舎を統合して整備した場合、今の小学校、中学校、どちらかの用地を町民広場として町民に気軽に利用できるようなになればとも思いますが、このような案について、町長はいかがお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。パワーポイントで航空写真を見ていただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) これ、航空写真であります、小学校と中学校の位置を分けるために色をつけました。

この面積は、小学校は2万4,000平米、2町4反ですね。中学校が2万7,000平米、2町7反ほどあります。将来、生徒数がどうなっていくかわからないんですけど、この辺を今、小中一貫教育により校舎の統合をされて、いろいろ計画をされていると思います。教育環境の整備を考えるとすれば、この中学校を移転するなり、小学校をこっちに移転するなりして統合して、どちらかのグラウンドがあくとなれば、町民に開放をされてもいいんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、これは将来的なビジョンとしてそういうふうなことも考えられないかなと思います。これは政治的な判断だと思います。

一つの例として、政治的判断として私が感じるとが、この庁舎をつくるときに、庁舎と公民館は大体独立しておかなければならないというようなのが当時あったと思います。当時の町長は、いや、これはお互いに、同じ敷地にあって有効利用すべきだということで、庁舎と公民館を合棟させたんですよね。当時いろいろと会計検査も受けながら、心配な部分はあったんですけど、結果としては、庁舎と公民館が一緒になったために非常に連携がよくなって、お互い施設利用について補完的な要素をして、非常に便利な庁舎ができたと思います。これは、やはりそのときの政治判断だったと思います、いろんな要綱があったにしてもですね。

やはり政治家としてそういった長期的展望に立って判断すべきところもあるかと思います。ということから、小学校も、将来どういうふうな形になっていくかというのは、この辺は長期展望に立ってその辺を検討できないかという質問であります。これについて答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

ただいまの井上議員の御質問にお答えをいたします。

小中一貫校等の整備により、要するに一体型の小中一貫校をつくってと、そして、片方に残された部分を町民運動広場として活用できないかの御質問ですが、江北小学校は、小・中1校ずつで、間の道路と水路で分離されているという状況で、いわゆる併設型の学校かなというふうに思いますが、小中連携とか、それから乗り入れ授業などを行っていきまして、中1ギャップ解消とか学力向上に効果的と言われている小中一貫校制度で実施されるようなことは、幾らかは実施はしているところでございます。

小中一貫校の形態としましては、併設型と一体型、それにあと完全に離れている分離型ですね。そういうのが考えられますが、仮に小中一貫校について一体型で整備するというのであれば、一方を町民運動広場として利用することは当然考えられますが、ただ、小学校のグラウンド、中学校のグラウンドとして今使っていますので、広さ的には小学校は小学校の運動場とすると、残りの部分はやはり中学校の運動場を使わざるを得ないかなということになるかなと思いますので、そういう意味では中学校の体育とか、それから部活動が優先的に使用できるような、そういうような施設としての整備になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

先ほども申しましたように、小学校のプールとか体育館についても改築の時期に来ていると考えていきまして、小学校、中学校を含めて、それから財源、それから施設の内容、それから先ほど出ました、この庁舎をつくる時に公民館も一緒に考えたという話がありましたけれども、小学校、中学校に加えて、あと社会教育施設の併設とか、そういうことも考えられないかというようなところまで考えて、今後の30年、40年の計画としてつくらなければいけないかなというふうに思っていまして、そういう意味でも、もう少し時間がいただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

教育の現場の状況を訴えられるのは教育委員会だと思います。小・中学校一緒にしてグラウンドが仮にあいたとして、町民運動広場として利用しなさいじゃなくて、当然、学校の部活動あたりを優先して使うべきだと思います。ただ、その合間は町民に開放する余地もあるんじゃないかということで提案をしたところであります。

この施設整備について、長期ビジョンに立ったところは町の政策として、町長の考え方がどうであるか、施設整備についてですよ。この辺は町長、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。開会直後から暫時休憩ということで、テレビをごらんになった方は、冒頭から大荒れの議会じゃないかと誤解されてはいけませんので、先ほど井上議員言われたように、マイクの調子が悪くて休憩をされたということではありますが、大荒れはしておりませんので、誠実丁寧な答弁に努めていきたいというふうに思います。

井上議員からは、小学校の今後の整備のあり方ということで御質問をいただいたかというふうに思います。これまでの経緯でありますとか現状、または今後の展望についても教育長から答弁があったところでありますが、私は私なりにお答えをいたしたいと思います。ただ、ふだんから教育委員会とはいろんな形で当然共有をしておりますので、問題意識であるとかについては供用しているということはぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思います。

私、昨年3月に就任をいたしまして、当然この小学校の改築についても引き継ぎを受けたところであります。その中で、これまでの経緯で説明があったのが、先ほどありましたように平成26年度に一度、長寿命化計画の検討を行ったということではありますが、その結論として、新築であれば22億円、大規模改造でいけば13億円ということでありまして、経済比較でいけば、実は大規模改造のほうが安かったわけでありまして、ところが、そのときの結論は、新築がいいという結論になっておったようでありまして、というのが、いろんな不便もあった

ようでありまして、そういうのを全て解決するには新築がいいということであったようでありまして、ここで10億円ばかり予算の差が出るわけです。検討をして、経済的には大規模改築のほうが安いけれども、やっぱりいろいろ考えたら新築のほうがいいという結論だったということでありまして、じゃ、具体的な新築に向けて動き出したかという、平成27年度の中期財政計画にはそれが間に合わなかったものですから、30、31年度にかけてひとまず改修をしますよという計画をしていたという時点で私は引き継ぎを受けたところであります。

私が思うには、ちょっとこれは待ったがいい——ちょっと待ってくださいということだったんですね。何でもかという、車に例えれば、うちの車も大分年数もたってきて、オイルの漏れたり、エンジンのどうも調子の悪かったり、ガスの漏れたり、エアコンのきかんごとなったりしよるけんが、ちょっとそろそろどがんするかにゃというて検討をしたところ、新車を買うぎ2,200千円ぐらいかかって、中古車ぎ1,200千円ぐらいだと。当然1,200千円ぐらいのほうが安いわけですけど、やっぱりせつかくやけん新車がよかのていうて、じゃ、新車どん買おうかというて、おそらくそのときの結論はそういう結論だったと思います。じゃ、来年、翌年から新車を買う準備を始めればよかったんですけど、それはそれとして、ちょっといろいろ今持っている車もふぐあいがあるものだから、その修理はしようかなというような状況だったと思います。

私は、先ほどからあったように、きちんと展望なくしてこうしたことをやるというのはやっぱりいけないんじゃないかなと思います。というのは、新車を買うのがわかっていけば、わざわざ今の車にあんまりお金をかけて修理をする必要がないわけでありまして、もし新車を買うお金がないと、余裕がないということであれば、中古車を買うとか今の車に手を入れて修理をしていく、いわゆる長寿命化ということだと思いますけれども、やはりそういうことをきちんと方針を立てる必要があったんじゃないかなというふうに思います。検討をして、その中で結論はあったけれども、その上で逆の結論というか、方針めいたものを持っていたということがこれまでの経過だったんじゃないかなというふうに思います。ですので、私としてはやはりきちんと明確な方針のもとに、具体的な整備をしないといけないというふうに思います。そうせんと、新車買うのに今の車ば修理したり、新車は買わんのに修理せんでもっと修理代が高くなるというふうなことがあるものですから、教育委員会には、そこを検討してもらいたいということで就任後に依頼をしていたところでありますし、最終的には今年度中に、言ってみれば新車を買うのか、それとも今の車を長持ちさせるのか、長持ちさせ

るとしたらどういう方法で長持ちさせるのかという結論を出してもらいたいということで教育委員会にはお願いをして、今年度中には、その方針は少なくとも出してもらおうというふうになっているところであります。

これは我が町ということではないんですけれども、やっぱり役所というのは非常に、いわゆるお役所仕事というのがあります、一つは非常に場当たりの、それともう一つはその場しのぎ、それともう一つは役目済ましと、大体この3つが役所が陥りがちな仕事のやり方があります。先ほど井上議員からありましたように、やっぱり展望ですとか検討ですとか、それともっと必要な財源というものが、こうしたものがなくして何も進めることはできないというふうに私は思っていて、幾ら検討して新築がよかので言うたっちゃお金がなければできないわけですから、やはりそういう財源を含めて、きちんと検討をすべきだというふうに思っております。ただ、その中で、先ほどから質問があっておりましたように、私は小学校単体で考えるべきではないというふうに思っております。というのが、今は少し小中一貫というふうなことも全国的にも議論をされていますし、これもいろいろバリエーションがあって、必ずしも同じ場所になくても、別々のところにあっても併設型というのものもあるようでありまして、この小中一貫というもののメリットというんですかね、そうしたものもきちんとやっぱり把握をしながら、あわせて検討をしていく必要があると思います。といいますのが、中学校の校舎をどうするかというのも、うちには普通車と軽自動車のあって、普通車も古かばってん軽自動車もそろそろのていうたときに、買いかえるなら、例えばこの際普通車が軽自動車1台にして、それでも我が家でもやっていけるならそういう方法もあるというふうに思いますので、やはり小学校と中学校あわせて議論をすべきだというふうに思っております。

大変残念なのは、中学校について言えば、新しく整備したほうから手直しをせんばいかんというのは非常に残念だなというふうに思います。というのが、去年はカーテンを取りかえるのに数百万円用意したりとか、私はまだ体感はしておりませんが、雨が降ったら天井の雨の音でなかなか話し声が聞き取れないというような声も聞いておりますが、やはり先ほどあったように、場当たりの、その場しのぎ、役目済ましということではなくて、せっかく買うならやっぱり長持ちするようにきちんとせんといかんし、長寿命化を図るときも、本当に、実質的に長寿命化が図られるようにせんばいかんというふうに思っているところであります、いずれにしても小・中あわせて、これからの展望をきちんと示す必要があ

るというふうに思っております。さらに言うなら、私は、これも学校教育の施設だけではなくて、社会教育施設もあわせて議論すべき時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

おとといでしたか佐賀新聞に、江北町で活躍されている女性の方たちが集まった座談会の記事が載っておりましたけれども、その中で、B & Gも大分老朽化をして使いにくいという声がありました。当時は、B & G財団の支援を受けて、江北町の負担を減らすというのは、大変これは素晴らしいアイデアだったというふうに思いますけれども、じゃ、このままずっと今の施設で残していくのかということもやはり検討せんばいかんというふうに思っています。というのが、B & Gができた後にネイブルもできたわけでありまして、さわやかスポーツセンターもできたわけでありまして、人口そのものが減っておりますから、そういう中で、私は学校施設、学校教育施設、それとB & Gなどの社会教育施設を含めたところで、これからの江北町の教育施設のあり方という大きな方針を早急に出して、その中で必要な整備なり改修なりをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど吉岡町長の政治的判断についてお話がありましたけれども、政治的判断というよりは、私はどちらといえば経営的な判断をしていきたいというふうに思います。これからの子供の数、もしくは今の現状、それと財源を含めて議論をしていきたいというふうに思っております。これについては、現在教育委員会のほうで今年度中に一定の方針を出すということにしておりますので、それをお待ちいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

町長の熱意はひしひしと伝わりました。先ほど町長言われました、やはり二重投資にならないように、新車、中古車、あるいは部品改修を考えたときに、長期的に見てどれがいいのか。これはやはり財源というのも非常に大事なことです。車で言えば、親から幾らかもらえるかなという国庫補助の問題、あるいは、自分の貯金が今幾らあるかなという預金の問題、自分の財源の問題、あるいは、今自分の収入に対して現金として払えるのは幾らか、こういうのを車1台買うにしても、買うか買わないかの判断をするにしても、そういうことが大事だと思います。大きな事業だと思いますけど、これは長期展望に立って、今後の江北町の将

来のため、教育環境の整備、どれが望ましいのかということも財源もしっかり考えていただきながら、よりよい方向に指示、指導、導いていただければなという希望でございます。これしっかりやってください。

それでは、次に行きたいと思います。

○西原好文議長

次に行ってください。井上君。

○井上敏文議員

新興住宅地内の共有道路について町の考え方を問うということでもあります。

今、県内のほとんどの市町で人口が減少しておりますが、我が町の人口はほぼ横ばいで推移しております。本町の人口が減少しない要因としては、主に駅南地区において民間主導による宅地開発が進み、分譲地の売れ行きも好調であると聞いております。特に、若い人が定住しているからではないかと思えます。今後もこの地区においては、生活する上で大変便利な地域であることから、さらに住宅がふえると思えます。このような状況の中、この新興住宅団地内の共有道路の管理についてお尋ねをしたいと思えます。

こういうような分譲団地においては、一般的に分譲地の販売価格については分譲地の用地費、造成費のほか、共有道路の土地代造成費も宅地価格に上乗せして分譲されております。したがって、この団地内の道路は、団地の居住者みんなが利用する道路ということから共有名義になっているのが一般的であります。町内の一部の分譲住宅地内の共有道路については、登記上は共有名義でなく、町に帰属しているところがあると聞いております。

質問の1点目、団地内の共有道路を町に帰属させる、いわゆる共有道路を町有地するというのは、その条件はどのようなものか。また、登記上、町に帰属させた、町有地になったというのはいつからなのか。その場所を明示していただきたいと思えます。

議長にちょっとお願いですが、私の持ち時間、冒頭ロスタイムがありましたので、その辺を加味してもらえますかね。

○西原好文議長

はい、10時2分まで。井上君。

○井上敏文議員

はい、了解しました。

それでは、1点目の共有道路について、現状どうであるかと、なぜこの問題を提起したか

というのを、パワーポイントで説明していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 新興住宅地内の共有道路についてということです。これは主に駅南のことを航空写真で提示します。

この駅南地区、今どんどん宅地開発がなされて、20年前とはさま変わりしております。こういうふうに住宅が並ぶ中で、ここのイオンの南側、上分公有地と言っておったんですが、ここが9月議会で町が分譲するということになりました。この町が分譲しますよというときに、計画としては7区画であります、道路をこういうふうに迂回させて7区画分譲するということです。この共有道路が、町が事業主体であるものですから、町有地ということをしていくということです。

ここが、今回、町でするから町有地ということではありますが、ここだけでやって、このほかのところはどうなっているのかと。共有名義でされているところがあると思うんですね。町が造成した分は町有地であって、ほかのところはどうであるのか、町に帰属させた部分もあると聞きました。それがどの箇所なのかということ、答弁を願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長(谷口 学)

おはようございます。井上議員の御質問にお答えいたします。

江北町独自に帰属させる条件等の明文化したものはございませんけれども、準都市計画区域内で開発され、開発許可申請が必要な面積3,000平方メートル以上を満たしていることと、道路としては幅員を6メートル以上確保していることにより帰属を行っております。それと、帰属の申し出があり江北町へ登記したものは、平成25年度から行っておりまして、25年度が2件、平成27年度が4件となっております。

(パワーポイントを使用) この帰属を受けた場所については、ジャスコの南で1号水路の西のほう、それとコスモスの南の分、この分が25年度でございます。この町道宿～上分線の道路を挟んで東のほうですけれども、これが27年度と、旧旬鮮市場の東のほう、これも27年度と、江北木材市場の南と宿～東分線の道路を隔てて南のほうに、この分、25年度2つと27年度の分の4つでございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま図面にて説明をしていただきました。全部ではないというか、25年度からこういう指定をしたと。ただ、この前にも、この条件に合うようなのはあったんじゃないかと思えますね。その辺がほかの地区とバランスがとれないんじゃないかというふうな気もします。ちょうど絵が出ておりますので、絵を見ていただければと思います。

(パワーポイントを使用) 赤でしたのが25年度以降で、開発行為が出たとについてされているということですね。それ以前も白のところがありますけどですね。この辺がどうなっているかということです。

もう一つ、この団地内の道路ばかりではなくて、私のパワーポイントに切りかえてもらってよかですか。

(パワーポイントを使用) 駅南の団地内の道路については、先ほどしてあるところとしていないところとあるというふうに聞きました。ただ、その団地に接道する農道を広げて、おのおの後退して、そして6メートル道路にされているわけですね。これはこの地域住民の方が、4メートルではどうもできないということから、おのおの後退をされております。ただ、後退していないところもあるわけね、ここ側溝があって、ここは自分の土地だと。恐らくこの手前のところも、農道がここまであって、ここはセットバックされていると思うんですけど、ここは共有名義か何かになっていると思うんですよ。共有名義か個人の名義か、あるいは分譲される前の所有者なのか、分譲をした開発業者の名義なのかどうか分かりませんが、これはそのままになっていると思うんですよ。団地内の道路、この中の共有道路をとるよりも、こういったところを先に押さえておかないと、これ個人名義になって、ここがおのおの自分の土地だと主張されれば、これ通りにくくなると思うんですよ。これは駅南のイオンの裏のところですよ。

もう一つ、バイパスの南側のところも農道に接道した団地がされておりますけど、ここも将来広がることを想定しながら、自分たちでセットバックされております。ここも名義はそのままになっていると思うんですよ。

そういうことから、そういうふうな団地内の道路ばかりじゃなくて、こういうところも町のほうでいち早く押さえておく必要があるのではないかなと思います。

これが1点目であります。私の疑問点はそこです。

2点目に入ります。

この新興団地の共有道路としては、道路の維持管理として道路舗装の補修、また地盤沈下などにより排水不良となった側溝等の補修の問題も出てくるのではないかと思います。この共有道路については、分譲地購入者の共有名義であるところは当然その管理は居住者によって行うべきと思いますが、登記上、町の名義の道路となれば町が維持管理すべきではないかとの声も上がってくるのが懸念されます。

このようなことでトラブルが起きないように、共有道路の維持管理については、町と居住関係者との間で協定を結ぶ必要があると思いますが、質問の2点目、この共有道路の維持管理について、町と居住者との管理協定の内容はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

2番目の御質問でございます。

帰属される物件の維持管理に関しましては、町と居住者との管理協定は行っておりませんが、開発者及び居住者で維持管理を行っていくよう、公共施設管理・帰属に関する協議書を開発者と取り交わしをお願いしております。

協議の内容につきましては、公園、緑地の除草、道路、水路の清掃等の維持管理でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

所有者と町との間に協定は結んでいないということですね。ただ、町有地となれば、先ほど言いました軟弱地盤でありますので、共有道路内に水たまりができたとか排水不良になったとなれば、町がとったと、町有地であれば、その共有道路の補修は町でせんばいかんじゃなかねというふうなことはなってくると思うんですよね。この辺は、今さっき当事者で管理をしてもらうというものの明文化されたものが何もないということであれば、これは町の立場は弱くなるんじゃないですかね。この辺を町でとるならとるということで、はっきりとした居住者と共有地の共有道路の名義という、町とそういった管理協定、トラブルがないようにしっかりと結んでおく必要があるかと思います。それは、せんばらんとしますよ。ということで、してください。

時間がありませんので、質問の3点目は、税のことを質問しようかと思っておりましたが、時間の関係上、その分は割愛させていただきます。

4点目、上分の町有地では、町が事業主体となって7区画の宅地分譲を行うこととしております。この共有道路は、町が施工するので、当然、登記上は町有地になると思います一方、民間事業者が宅地開発した共有道路については、団地内の団地居住者の共有名義になっているものと、町の名義になっているものがあります。今回、町が宅地分譲を開始するのを機会に、この共有道路のあり方について町内の均衡を図るためには、この際見直すべきではないかと考えます。

質問の4点目、町内の分譲住宅の共有道路については、町に帰属するものとそうでない分譲地購入者の共有名義、両方あります。課税関係もありますが、課税は割愛して、町内の団地内共有道路の全てを町に帰属したほうが町内の均衡が保てるのではないかと思います。

これは、今、駅南のところだけ言っておりましたが、駅南以外にも住宅地がたくさんあります。その辺が、あるところは道路は町有地、当然、町で管理せんばろうもんという議論が出てくるけん、町でとっていないところは自分たちでせんばらんのかと。大概の人は、ほかの人たちも、共有道路は町に寄附しますよと、町で管理してくださいというふうな希望者が多いと思うんですよね。自分たちで共有道路を買ったんですけどね。買ったんですけど、そのような維持管理を考えれば、駅南、町で取っておるならば、ほかの自分たちのところも取ってくれんかというふうな議論が出てくると思うんですよね。この辺が、町内全域を見渡したときに、共有地内道路の取り扱い、不公平ではないかというふうなことが上がってくるかと思います。答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

課税のことも御質問いただくということで、町民課長が張り切って答弁の準備をいたしておりましたけれども、町民課長もこの3月で卒業というようなものですから、ぜひ今議会が3月議会には、また答弁の機会があればというふうには思っておるところであります。

私は以前、佐賀県庁に勤務をしておりまして、3年間佐賀土木事務所の管理課で勤務をしておりました。当時はまだ宅地分譲ラッシュでありまして、私まさに開発の担当をしていま

したものですから、1年間に200件ほど宅地分譲の、自分が担当して許可をしておりましたので、そうした自分のこれまでの経験を踏まえて、お答えをいたしたいと思います。

先ほどの、前の項目のときも申し上げましたけれども、どうしても我々役所というところは場当たりの、その場しのぎ、それとやっぱり役目済ましな仕事に陥りやすいので、いつも戒める必要があるというふうに思います。といいますのも、今回御質問をいただいております、いわゆる宅地分譲地内の道路についても、やはりこれまで場当たりの、その場しのぎ、展望のないまま、恐らく帰属を受けていたんじゃないかなというふうに思います。これまでの帰属を受けたところから類推すれば、先ほどから御紹介したような、平成25年度以降で、準都市計画区域内で、3,000平米以上で、幅員が6メートルで、開発者から申請があれば帰属を受けていたということでありまして、9月議会では、通り抜けであればというふうに私申し上げたかもしれませんが、後で調べておりましたら、必ずしも通り抜け道路ではなくても、袋路であっても、今の条件であれば帰属を受けていたという経緯がありましたので、この機会にそこは修正もさせていただきたいというふうに思います。

私が思うのは、3つ問題があると思います。

1つは帰属の問題、所有権をどうするのか。それと管理の問題、管理をどうするのか。それと、きょうは答弁はいたしませんけれども、課税の問題、この3つに分けて、やっぱりもともと民間で開発された道路でありますから、考える必要があるというふうに思います。特に今回は、この帰属のことについて御質問がありました。井上議員が御指摘のとおり、25年より前か後かとか、もっと言うなら準都市計画区域内か外かとかじゃなくて、やはり帰属ということについては一定、我々として方針を出していく必要があると私も思いますし、先ほど冒頭おっしゃったように、宅地の価格に乗せて分譲されていますから、そういう意味では所有権、言ってみれば財産権そのものも、実は個人の方にあるわけですね。ただ、それを放棄していいでしょうか、町のほうに寄附したほうがいいと、帰属してもらったほうがいいということであれば、それは我々としては受ける必要があるんじゃないかなというふうに思います。本来は、開発行為の許可をする前にこういうことが決まっておくというのが法律で決められているところなんですけど、事前にちゃんと決めなくて、後でいろいろ言うというのは本当は違うんじゃないかなとは思いますが、後からでも、そうしたお申し出があるものについては一定、帰属を受ける必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、管理の問題も2種類ありまして、財産上の管理の問題と機能上の管理の

問題、例えば、ふだんの側溝さらいであるとか、そういうのはやはり当然地域でしていただきたいわけですが、財産的に舗装の補修が必要になったというようなところは、我々、町のほうが一定対応するというのも考えんといかんというふうに思います。というのが、通り抜け道路であれば、その入居者の方たちだけじゃなくて、ほかの方も通られたり、その先の宅地分譲の工事のときに、工事車両が出て舗装を破損する、そういうのがわかっているときはいいんですけど、そういうこともありますから、やはりこの管理ということも財産的な管理と機能的な管理に分けて考える必要があるというふうに思います。

それと、きょうは答弁できませんけれども、課税上どうするのかというふうに思います。実は、答弁できなかったこの課税が一番シンプルでありまして、個人の所有であれ、町有地はもちろんですけれども、通り抜け道路であれば課税をしておりません。という取り扱いで、そこは明確なんです。要は、不特定多数の方が通られる公衆用道路であれば、個人の土地でも課税はしないと。ただ、袋路であって、結局その道路——道路——道路というか通路というか、利用される方が数件に限られているようなところは、当然その方たちだけしか基本的には効用を享受しないわけですから課税をしないとということで、課税上が実は一番シンプルな取り扱いをしております。ただ、帰属と管理とはまた取り扱いが違うものですから、先ほど申し上げましたように場当たりのにならないように、これを機にきちんと帰属管理、課税について考え方を整理して、基準を明確にしていきたいというふうに思いますが、ただ、だからといって全部を町に帰属するのが適当かどうかというのがあります。先ほど申し上げましたように、十数メートルしかない道路で、奥のほうに2軒しか民家がないような道路もあります。これまで本当に町に帰属させて、町で管理することがいいのかというのは、今度逆に、町民の皆さんの感情と言ったらいけませんけれども、やはり我々住民福祉全体の町のバランスを考えたときに、そこまで帰属をする必要があるかどうかというのは別問題でありますので、今回は帰属の考え方、管理の考え方、課税の考え方をきちんと明確にこれからしていきたいという答弁で御了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

はい、もう……。井上君。

○井上敏文議員

わかっています。最後の締めをさせていただきたいと思っております。

共有道路について、再度見直していくということでもあります。これは必要かと思いたすので、ぜひやっていただきたいと思いたす。

ただその中で、やはり町と居住者との管理協定、いわゆる町がする範囲、居住者がする範囲、これは明文化しておかないと、後でトラブルになると思いたすよ。ということで、しっかりその辺は明文化をしていただきたいと思いたす。

町でとるといふのは、もう一つメリットとして、下水道管を入れております。本来、下水道管を民地に入れるのはいかなものかと、管理上、所有権についても。やはり団地内の共有道路は、下水道の関連から見ても、その辺はしっかりと対応をしていただきたいと思いたす。

時間も来ました。終わります。

○西原好文議長

4番、井上君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時4分 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

5番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願いたす。

○坂井正隆議員

5番坂井です。それでは、通告に従いまして一般質問をいたす。

町長の社協会長の兼務について問うということですが、本題に入ります前に一言、表題のように、町長の社協会長の兼務というふうなことで質問をするわけですが、事前にはちょっと町長に誤解のないように申し上げておきますが、決してやめてくださいというふうな質問じゃございませんので、1つは、町長に身軽になってほしいと。それから、そういう動機づけをする意味での質問ということで御理解をいたすいて、答弁は私、じっくり時間がございすので、ゆっくりお願いができればと思うところでございます。

それでは、町長の社協会長の兼務について問うということでは本題に入ります。

県内10市10町には、社会福祉協議会、通称社協というものが設置をされております。このうち10市3町は、首長以外の方が社協会長として任務をされております。あとの7町は、江

北町を含めて首長の兼務で運営をされております。我が町の社協は、他町に勝るとも劣らない、定款上19の事業、1億3,000万円の事業を介護事業を初めとしてされております。行政ではできないきめ細かな、いわゆるかゆいところに手の届く福祉を目的に運営をされていると思います。県内の社協の状況を考えたときには、私は先ほど言いました、決してやめろということじゃありませんけれども、一応、兼務はできれば考えていただいて、一般町民の方に会長のバトンタッチをしてはと、こう考えるわけですけど、町長は考える意向があるかどうか、お伺いをいたします。時間はたっぷりありますので、ごゆっくり。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

坂井議員からは、町長として社会福祉法人江北町社会福祉協議会の会長の兼務をすることについてはいかがかという御質問だというふうに思います。

基本的には、私も実は坂井議員と同じ問題意識を持っております。といいますのが、もちろん町長は選挙で選ばれたわけでありまして、それぞれの団体には団体で、選出の規定はあるわけではあります。ただ、言ってみれば、町長になればもれなく、社会福祉協議会の会長であるとか、体育協会の会長であるとか、文化協会の会長であるとか、各種団体のトップというの、セットとは言いませんけれども、ついてくるということは、なって初めてこんなにも多いのかということも思いましたし、もう一つは、行政的な観点でいくと、当然、社会福祉協議会に対しては補助金も出しておりますし、委託もいたしております。そういう補助金の交付者と被交付者がトップを兼ねるとするのは、私は基本的には、やはり行政的には余り好ましくないのではないかなというふうには思います。ですから、いろんな手続ではそれなりの工夫をされて、なるべくそうならないように、利益相反的にならないような手続といましようか、そうしたことは、これまでの知恵として配慮はなされているというのもわかっておりますけれども、基本的には、やはり利益相反的な形というのは余り好ましくないのではないかなというふうには思っております。

先ほど10市3町が、首長が社協の会長を兼ねていないということでありましたので、我々も各市町に確認調査をしまして聞き取りをしました。

その中で、御指摘のとおり、10市については、ある程度規模も大きいものですから、首長

以外の方が会長になられておりますし、私どもを含めて7町が、現在首長が会長を兼ねていると。

じゃ、あとの3つはどこで誰が会長をしているのかということなんですけど、町の中で首長が会長をしていないところが3町、1つは吉野ヶ里町、それともう一つが玄海町、それともう一つが、お隣の白石町であります。

じゃ、誰が社協の会長をしているかといいますと、吉野ヶ里町は民協の会長さん、玄海町は副町長だそうです。白石町も民協の会長さんということでありまして、これを福祉課が調べてくれたんですけど、聞いたときに、首長になるのと、どっこいどっこいとは言いませんけれども、結局、玄海町の副町長も、言ってみれば組織としては利益相反になるわけですし、また、民協は民協で、民協としての、民生委員さんとしての、当然、責務、職務があらわれますし、そうした中で、社協とは逆に、やっぱり連携をしていく関係にあるんだろうというふうに思います。

そういう会長さんがなされているということでもありますから、なかなか市のように町のほうが、首長ではないにしても、どなたかそういう一定の方を据えておられるかということ、やはりそうではないんだなということがわかりましたし、恐らくそれは、1つには、町の規模の問題もあるのではないかというふうに思っておりますし、兼務をすることの、もしメリットがあるとすれば、例えば人件費は別にかからんとか、逆に小さな町ですから、一体的にいろんな事業を進められるということもあるんじゃないかなというふうに思っております。

私ども江北町の社会福祉協議会の会長というのは、協議会の定款の中で、理事会の決議によって理事の中から選定をするということになって、私を選んでいただいているわけでありまして、その理事の中には、当然、町の行政からの代表も含まれるということになっております。ですので、少し形式的に言えば、いや、それは私になったわけじゃなくて理事会の中で選んでいただいたわけですからと言い逃れをすることもできますけれども、実質的にこれまで首長が兼ねていたということでもありますし、そこは先ほどから申し上げているように、少し利益相反的な面もなくはないので、これからの問題意識としてぜひそこは考えさせていただきたいなというふうに思いますが、恥ずかしながら私も以前から町のことを全て知っているわけではありませんので、私としては、やはり社協の会長をさせていただくことで、町のいろんな社会福祉的な面から見た現状であるとか、課題であるとか、そうしたことも認識ができますし、そうしたことの中から、逆に町のいろんな施策にも反映をさせられるという

メリットもあるというふうに思っておりますので、任期中はひとまず兼務をさせていただければと思いますが、ちょっと後があるかどうかはわかりませんが、任期中はひとまず兼務をさせていただいて、利益相反ということについては最大限の配慮をしながら、ぜひそのメリットを生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

社協については、事務局長あたりも役場のOBというふうなことでスタッフもかなり充実をしているところだと思います。町長が会長というふうなことですけれども、福祉課とは密に指導を受けながら社協も運営をされていることだと思います。

私が疑問に思ったのは、例えば慰霊祭のとき、最初のころは左側に座って、後から右側に座って、挨拶は会長の挨拶をし、来賓の町長の挨拶がありというふうなことで、非常にどうかというふうな疑問もあります。

そういうふうなことを考えて、私が質問したから端的にどうのこうのと、定款上は理事の中からというふうな決まり事もございますが、これまでの慣習といいますか、そういうふうなことにとらわれることなく、やはり町長にも身軽になってほしいと。身軽になって、ほかの町の行政のほうに力を入れるところは——もちろん力を入れてもらっていると思います。そういうふうなことで、ぜひそういうことができるということであれば、また、町長が、もうぼちぼちというふうなことであれば、兼任ということは、他の人に、他の町民のそれなりの方もおられると思います。そういう中から選出ができるような意思表示を——慌ててする必要はないと思います。そりゃ、きょう言うてあした、うん、そいはいばというふうなことは決してできるものじゃありませんので、そろそろというか、考えていただいて、次にボタンタッチをしていただければと思いますが、再答弁があれば。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

坂井議員の御質問にもありましたように、我が町の社会福祉協議会は、本当に多岐にわた

る事業に取り組んでもらっております。市それぞれが——これは多分、前の民協の会長さんが言われていましたけれども、まさに揺りかごから墓場まで、やっぱり町民に寄り添う事業を社会福祉協議会はしてくれておりますし、一にも二にも、社協の会長の立場でいえば、社会福祉協議会に一番いい形でやっていきたいというふうに思いますし、それはまた社協の理事の皆さんとも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

町長に答弁をいただいたわけですが、幾らかは頭の中に私の質問が残っていただきたいと思います。そういう時期が来たときには、私に指名するわけじゃございませんけど、ぜひこの方は適任かなと思う方があらわれたときには考えていただきたいというふうなことで、次の質問に入ります。

○西原好文議長

はい、次行ってください。坂井君。

○坂井正隆議員

高齢化に伴う一般ごみ収集のあり方についてということで質問をさせていただきます。

生活ごみの収集は、各地区に置かれた集積ケージの中におさめられ回収をされております。

我が町も高齢化が進み、75歳以上、いわゆる後期高齢者の方が約1,500人おられるわけですが、この中で、元気な方もおられるし、そうでない方もおられます。こういう状況の中で私が特に気にかかるのは、後期高齢者の中で元気がない、ひとり暮らしの方のごみの収集でございますが、集積場所まで非常に遠いところもあります。パッカー車の通る道まで、あるいは玄関先で高齢者に目を向けた収集をしていただきたいというふうなことで、町長に答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

高齢化に伴う一般ごみ収集のあり方についてということで、パッカー車の通る道まで、あ

るいは玄関先で収集はできないかということでございますが、沿道、玄関先にごみを置かれますと、収集されるまでにカラス等に荒らされて不衛生になることが危惧されるところでございます。地区でケージとかネットでカラス等に荒らされないように対策をされているところ、清掃管理されているところでなければ、ごみ収集場所として好ましくないと思います。また、道路にごみ袋が置かれている間中、それを収集するときには一般の交通に支障が生じるために、沿道、玄関先での収集はできないと思っております。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

私の質問に対して答弁ができないというふうなことですけど、やはり質問に対して、できる方向で検討するのか、できない方向で検討するのかによって答弁は全く違ってくると思います。

(パワーポイントを使用) 大町あたりもこういうふうな、今、画面に映しておりますけれども、これは石原の一部でございます。交差点の中にごみの集積をされておりますけど、これはまさに、朝8時ぐらいから収集をされております。ここは、上区から門前～畑川線から小路線というふうなことで、その交差点内に、この画面で見ると限り余り多くはございませんけれども、日ごろ、結構山積みになって多く、この場所については非常に範囲が広がっております。ごみの量もかなりあります。この辺について、大町ではこういう収集場所のないところ、ケージが置けないところについては、各家庭の前に置くとか、そういうふうなことで収集をしているということでございました。課長、この場所行ったことありますか。石原の交差点の、このごみ置き場ですが。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

2番目の質問のお答えとして申し上げようかなと思っていたところでございますけれども、交差点内に集積をされているということでございますけれども、これについては、交通安全上好ましくありませんので、集積場所を変えていただかないといけないかなと思っております。

そのほかにも、道路敷に置かれているところ、これにつきましても、道路を通る人にとっては道路障害物でしかないと思います。道路敷に置かれているところにつきましても、建設課とか区長さん、環境課立ち会いのもとで、今後協議、検討をしていきたいと考えております。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

関係課と協議をするということでございますが、ぜひ今年度中には結論を出していただきたいというふうなことで思います。ケージが置き場所がないというふうな、ここも水路といいますか、公有水面上に橋をかけて置かれているところもございます。そういうふうなことで、ここは交差点でございますので、これはたまたまごみですけれども、車であれば駐車違反ですよ。交差点の中というふうなことで、ぜひこの辺は改善をしていただき、なかなか位置については行政のほうだけでは決められないと思いますので、私道を含めて関係区の区長さんなり、そういう方と協議をして、ぜひ場所を求めて検討をしていただきたいと思います。今年度中に検討をすると、結論を出すということではどうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからお答えをいたしたいと思います。

今回、坂井議員のほうから御質問をいただいている論点は2つ、1つは、独居老人の方のごみ出しに対する対応、それともう一つが、こういうふうに路上等が集積場所になっていることへの対応と、2つのことだということで、ちょっとここは2つに分けてお話をせんといかんだろうというふうに思います。

先ほど来、環境課長が答弁をいたしておられますとおり、環境課のごみ収集担当課としては、やはり今、課長が申し上げたとおりでありますけれども、福祉的な視点で考えた場合には、独居老人のごみ出しをどうするのかというのはまた問題としてあろうかと思えます。福祉課長が多分答弁するつもりでございましたけど、福祉課長はまだ答弁の機会もあるようですから私のほうから申し上げたいというふうに思いますけど、例えば、おひとり暮らしの独居の老人の方でなかなか自分ではごみ出しがままならないという方もいらっしゃると思えますけれ

ども、ぜひそういうときこそ、例えば社協の事業であるとか、福祉課のいろんな事業を活用
いただきたいなというふうに思っております。

というのが、例えば介護保険に該当される方であれば、訪問介護サービスの中に家事援助
というのがありまして、この中には、実はそのメニューにごみ出しというのがありますし、
現在、家事援助サービスを受けておられる方が58名町内にはおられます。その中で、ごみ出
しをお願いされているのがどのぐらいかというのがちょっと把握できませんけれども、少な
くとも、依頼をすればそういうサービスの提供を受けられるということでもあります。

また、介護保険に該当をされておられない方では、これは町から、それこそ社協に委託を
しているものですが、軽度生活援助事業というのがありまして、これの中でも、実
はごみ出しのお手伝いができるということになっております。今はお一人の方が御利用をさ
れているということでもあります。

また、これは社協の事業ですけれども、安心生活サポート事業「もやもん」というものが
ありまして、これも、実はごみ出しのほうに対応できているということで、これもまだ今の
ところお一人なんですけれども、実はこうした福祉的なサービスというのがありますもん
ですから、まずはそちらをぜひ御活用いただきたいというふうに思っております。といいま
すのが、なかなか自宅前に出したごみの収集ということになりますと、恐らくこれは影響が
大きいといいたいまいしょうか、これまでのごみ集積場に皆さん持ってきていただいて収集をする
という、やっぱり基本的な考え方を転換するという大きなことになるものですから、ひとま
ずは、こうした福祉的なサービスを御活用いただければなというふうに思っておるところで
あります。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

次の質問で福祉に関するそういうサービスを質問しようかと思っておりましたけど、答弁
が先に来たわけですけど、そういうことで、福祉の事業についても、環境課とそういうふう
なところを連絡を密にして皆さんに周知方をお願いしたいと思います。

それと、できるかどうかはわかりませんが、町内のごみの収集のパッカー車に一回、
担当課としてついて行って現況を把握していただきたいと思います。ただ委託をしっ放しで

は、どういうふうなことで作業をされているのか、現況がわからないと思います。

そういうふうなことで、ごみの収集も、パッカー車も1人で乗られたり、2人で乗られたり、特に道路に行くわけですけど、道路上に駐車をして1人で運転をし、1人でごみを積むというふうなことじゃなくして、やっぱり予算的にももう少し、2人で乗られるような格好の予算編成をしていただき、もうちょっとごみの収集方を考えていただきたいと思います。町長じゃなくてもいいですけど、町内を一回ぐらいは一緒について回るといふような現況把握をしていただきたいと思いますが。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

まず、パッカー車についてでも現状の把握をなさいたいということでございます。これについては、そのようにしたいと思っております。

それと、パッカー車の乗車の人員でございますけれども、予算上は2名乗車ということで計上をしております。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をさせていただきたいと思います。

実は、一般ごみ収集の業務委託については、今年度から委託料を見直しております、どちらかというと安全対策の観点からでありましたけれども、ちょっと金額ははっきり覚えておりませんが、多分、数百万円委託料を増額いたしております。そうしたことの中で、先ほどの収集作業についても、1名ではなくて2名で当たるということを前提に積算をさせていただいております。1人でしているだろうから、1人分あいているだろうから、そこに乗ってでも現場を見ろという意味で多分言われた……（発言する者あり）あ、そうじゃなくて——それはそれであるなら結構ですけど、要はそういう安全対策については、一定こちらのほうも委託料の増額等で対応させていただいているというのはぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますし、今議会の冒頭で申し上げましたように、やっぱりその場しのぎの答弁じゃいけないと思うんですよね。今回、坂井議員から御指摘をいただきました、例えば、

こういうふうには道路上であるとか、後でまた出てくるんですかね、公有水面上であるとか、こうしたところが集積場になっているもの、公有水面については、一定の条件のもとに利用はできると思いますけれども、こうした路上に集積をされているというのは、それこそ安全・安心の観点からもやっぱり好ましくありませんので、ぜひ集積箇所、坂井議員の御質問をきっかけに再度点検を実はさせていただきまして、現在どこが路上で置かれているかというのも、こちらのほうでは実は把握をしているところでもあります。こちらについては、先ほど環境課長が答弁申し上げましたように、適正化といいましょうか、見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

点検をしていただくというふうなことでございますので、ぜひ実施をして早急に結論を出して、町民の皆様のためになる環境課であり、福祉課であってほしいと願いながら、私の質問を終わります。

○西原好文議長

坂井議員、公有水面上のあれはいいですか。坂井君。

○坂井正隆議員

公有水面については、私は観音下でございます。今のごみの道路上の集積は石原区でございます。今の石原区のごみの集積の箇所については、道路西側のほうに公有水面があるわけですが、幅員が約1メートルほどございます。その辺も、私がどうこうとは言いませんが、地域で検討をして、私も上小田土木の委員長をしておりますけれども、協議があれば、それに応じていきたいなどは思っておりますので、御検討をしていただければと思うところでございます。答弁があれば。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

公有水面にケージを置くことができないかということでお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから、上小田土木にも相談があればということでございましたけれども、

公有水面上にケージを置く場合は、まず区から水利組合の同意を得ていただくことが必要じゃないかと思います。その際には、水路にごみが落ちないとか、水路としての機能に支障がない、また、維持管理は区で行うというのが条件になるかと思います。それから、協議をされた後に環境課へ申し出をしていただくと。申し出をしていただいて、区長さん、収集業者、環境課と現場を見まして、収集作業も可能ということであれば、次に、建設課のほうで公有水面の占用手続、工作物設置許可の手続をしていただくということになります。その後、その場所を集積場所とすることになると考えております。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

公有水面の話ですけど、手続上の問題については私も理解をしておるわけですけど、やはり行政としては、こがん交差点に置いちゃいくんみやあもんというふうな問題意識は持って対応をしていただき、そういう問題をやっぱり地域に投げかけて安全な方向でゴミ収集ができるような方向に行政としても導くべきじゃなからうかと。最初から申告がどうのこうのとか、申請がどうのこうのじゃなくて、やはり交差点に置いたらいかんよという基本的なことがあって、その解決をするにはどうかということについては、やはり各区の区長さんに相談をするとか、ほかにないですかとか、そういう問題、行政が主導になってその辺をして、後の手続はそれなりに区長さんがされるんでしょけど、その辺はやはり問題意識を持って対応していただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

本議会の冒頭でも施政方針の中で申し上げましたように、本来、やはり我々役所としては、きちんとみずから見直し、みずから必要なことをやって、みずから改めていくということが理想であります。残念ながら現在はなかなかそうっておらずに、町民の皆さんだけではなくて、議会の皆さんから御指摘をいただいたり御提案をいただいたりすることがきっかけになっていろんな対応を始めるというのが現状であります。そういう意味でいきますと、今回の坂井議員の御質問に感謝を申し上げるとともに、坂井議員の御質問をきっかけに、ぜひ

ごみ集積所の場所の適正化については、全町的な見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

今の町長の答弁の中に、坂井議員に感謝を申し上げながらということでございますので、これ以上質問をやめて、これで終わります。

以上です。

○西原好文議長

5番坂井君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時。

午前10時45分 休憩

午前11時 再開

○西原好文議長

再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんお疲れさまでございます。三苦でございますが、先ほど通告をいたしておりました質問に対して、これからお尋ねしたいと思っております。

第1、委員会での要望対応についてということでございます。

1点目、公園の点検について。

総務常任委員会の中で、議員からこの件について要望があったと思います。私も同じ思いでしたので、子供たちのためにも遊具の点検をぜひしていただくことを期待しておりました。課内での話し合いはなされましたか、現場検証は実施されたか、また、どのような対策案が話し合われたかを、まずお尋ねしたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、三苦議員の通告書を見たときに、いつの常任委員会なのかな、どの議員からなのかなというふうにちょっといろいろ考えたりして、三溝局長にお尋ねしたりして、一応、ことしの6月議会の常任委員会でのコミュニティ助成事業のときだったと思うんですけども、コミュニティ助成事業の、このときは一般補正予算についての審議をお願いしていたんですけども、このときに、西原議長の要望ということでもいいんですかね。その要望という感覚が、まず三苦議員の質問が公園の点検ということを書かれておりましたので、このときは、公園の点検についてという要望があったのかなという、ちょっとその認識がございませんので、です、議員からの質問にありますけれども、課内での話し合いとか、また、対策案にということについては、この公園の点検についてという認識がなかったものですから、してはおりません。してはいないんですけども、一応、通告書を見たときに、三苦議員がいろいろ公園を確認に行かれて見てきたら、壊れているものがあつたとかいうふうに書かれておりましたので、私としても、このときに西原議長は一応自分のところのコミュニティ助成で対応をしているときに、自分のところの農村公園の遊具が壊れていてというふうなことで、コミュニティ助成事業もその対応になるのかなというように、多分質問を受けて、これは多分なるんじゃないでしょうかと言ったときに、西原議長が、そんならこれを皆さんに周知してもらえませんか、そしたら、もっと手が挙がるんじゃないですかというようにあつたような、ちょっと思い出せば、だつたんじゃないかなということで、この点検というところが、ちょっと済みませんが、認識がなかったものですから、課内での話し合いとか、そういうことはしてありません。

ただ、先ほども言いましたけれども、議員が見られたということで、町内の公園がたくさんあるんですけども、全部で18カ所公園があるんですよ。18カ所の公園がありまして、私も委託をしているパノラマ公園とか、それと、陽だまりの丘はちょっとふだんからいつも行っている、そこは行ってないんですけども、ほかの16カ所については、私も一応答弁前に点検はさせていただきました。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

どの議員が言ったかなと言われて、後ろにいらっしゃる議長の提案でございましたけれども、やっぱり常任委員会で言われたことは、気になるようなことがあればというよりか、気

にかけていただいてどういうことなんだろうなということで、委託をしている、していないに関係なくて、やっぱり公園を見てくださいと議長は言いました。だったら、ぜひ閉会中にあなたたちも1回、目を通していただいてどうなのかなと。議長が言ったことに対してどういう結論が出るのかなという期待をしながら私も全部見てまいりました。ただ、パノラマと、それからうちの鳴江公園は、委託の部分については、ざっとしたような感じで見てきたんですが、いつもそういうことじゃない公園を見て回って、課長、思いませんか。議長、ブランコがぶら下がっているのは、あそこは馬場になりますか。

○西原好文議長

馬場です。

○三苦紀美子議員

ですよね。あれをごらんになりましたよね。あれを見て、委託がどうのこうのと関係なくて何も思われませんでしたか。答弁。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

三苦議員の再質問でございます。

一応、公園のところを、私もこのときに、やっぱり崩れているものがあつたりすると、議長から言われたように、何か補助事業があつたらそれらをやっぱり皆さんに周知して、よりそこが改善できるようにというの、これを見てちょっと改めて思ったというところで、本当にそのときの常任委員会ときは、要望という強い認識がなかったものですから、本当に申しわけないんですけど、その時点では——そしてまた本当にこれがもう一番いけないところだと思うんですけども、自分のところが管理をするという課ではないみたいなどころがあつて、こういうところこそ各課と連携をして強くしないといけないというのを、本当、日ごろから言っているのに、何で私はこの感覚だったかというのも少し反省はしているところでございます。

今回、全部見て歩いて、もう本当に公園全体もですし、そしてまた、遊具の一つ一つもこういう状況なのかというのを一つ一つ細かく見て回りました。町の公園は、農村総合整備モデル事業で設置した農村公園が10カ所あります。それと、コミュニティ助成事業で設置した地区公園が3カ所ありまして、そして、その他の公園が5カ所あります。この公園を見て

回って、そして、公園もこんな種類分けがあるんだと、そのときに改めて私も確認しまして、いろいろ条例も見たりしたときに、江北町の農村公園の設置及び管理に関する条例が第3条、それと、また、江北町の地区公園の設置及び管理に関する条例第4条では、「公園の管理は、法人その他の団体であって町長が指定するものにこれを行わせることができる。」となっています。こうなっているんですけども、農村公園や地区公園については、設置当初は地元の要望があって基本的には地元で管理をしてもらっていたんですけども、指定管理制度ができた時点で、本来ならば継続的に管理をしてもらうために指定管理をするべきだったんですけども、御指摘のとおり、現在、結構遊具が劣化しておりまして、危険な状態であるというのが本当に結構ありました。もうブランコと滑り台がセットで組まれている遊具なんかは木があって、もう木がすごく劣化して、私のように、体重の重い者が乗ったらぼきっと折れるのかなというぐらいのところもありましたし、三苦議員が言われているように、ブランコがすごく劣化して、座るところが木のものもあればプラスチックのものもあったりして、さびているし、木も劣化しているものもありますし、そして、より多かったのは、鉄棒がすごい、もうどこもここもさびていたなというのもありました。

そういったところもあって、やっぱりこういう危険な状態があるものが本当に結構あるなといったところで、もうちょっと今は指定管理をしていないということなので、町がやっぱり管理をしないといけないなという状況にはなっているところです。でも、実際、本当に地区の方がすごく管理をしてもらっていてありがたいなと思うんですけども、ここが町であるなというところ、今回認識をしましたので、早急にもう一回、全公園の確認を再度して、そして、今後の対応についてというところもやりたいなというふうに今は早急に思っているところです。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

山下課長が私と同じく、同じところを歩いていただいたということは大変ありがたいと思っています。これぞ行政の仕事じゃないかなと思って、任務にそれこそ敬意を表しますが、見られて、本当に鉄棒のさびというのは半端じゃないですよ。そんな中で、ところどころ、祖子分の公園なんかは、少し上から塗ってあったところが、多分、地元の人が危ないからということになさったと思うんですが、そういうことをしていただくといいんですが、これは

先ほど言うように農水省、それから国交省、いろんなその補助事業であったにしても、やっぱり委託をしていないような、そういう小さいのは地区に任せているから、希望があったから、つくったからというんじゃないで、これはやっぱり今までに——課長は今なされた、園長をなさっていましたのでね。もとの担当課でこういうことをもっとしっかり計画すべきだと思うんですよ。何のためにつくってやったかと。子供たちのためだったら、子供たちのために安全で安心して遊べるような場所じゃないといけないのに、あれだけのさびが食っていて、鉄棒していたら目に入ってしまう、そんな状態でした。

お尋ねしますけれども、遊具の点検、今までなさっていなかったということですが、既に今まで耐用年数は、国交省と一般社団法人日本公園施設業協会によると、木製で10年、金属で15年とされているようですが、耐用年数を超えた遊具はかなり存在していると思います。私たちのこの公園の中で、今までの——課長じゃないですよ。これは当時の何年か前の担当者じゃないと答えられないと思いますが、このことについて更新されたことがあるのかどうか。といいますのは、もう既に皆さんも私以上に詳しい方ですので、御存じだと思うんですが、平成21年前は新設のみの補助だったと思いますが、これ以降は、市町村が更新の必要な遊具の種類や経費を示した計画を作成し、国交省が緊急性などを確認して同意すれば、事業費の半額を補助するという、この平成21年度制定の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業にのっとって手続をされたはずなんです、平成21年後にそういう手続をしようと思った当時の課長さんはどなたかわかりませんが、されたことがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

三苦議員の再質問でございますが、今、木製が10年、それと金属が15年ということをおっしゃいました、そういったところも今私も全部調べたところでございます。今何年たっているかということも調べさせていただきました。もう農村公園の一番古いところは昭和62年にできて、もう30年もたっておるところでございます。一番近々にできたところでも、もう22年たっているということ、もう極力、今言われた耐用年数は過ぎているということ、でございます。ですので、ちょっと結果を言いますと、さっきも言いましたけれども、安全対策を早急に、まずもう新年度予算を計上して行った上で、そして、日常的な管理はやっぱり地

元の方がよりわかられると思いますので、地元の方に指定管理の手続を、安全管理を行った上でそこをお願いしたいなと思っているところです。

先ほど言われた平成21年度のところまでございますけれども、そのときの担当課長というのが建設課とは思うんですけど、ちょっと今見つめているんですけど、ちょっと違いますか。そこら辺をちょっと調べて、そのときの課長がどうなったのか。そして、結構以前の資料とか書類なんかもいろいろ確認をしたりもしているんですけど、なかなか書類も、やっぱり年数があって、5年置いておくものとか、もう毎年過ぎたら終わっていいとか、でも、こういった契約じゃないですけど、いろんなものに対しては少なからずとも5年は置いておくべきとは思いますが、でも今、ちょっと29年なので、そこら辺がどうなのか、そこら辺も確認した上でちょっと対応したいなと思います。

でも、先ほど言いましたように、もう近々には安全対策をしっかりと新年度予算で計上してやって、それで、地元の方との協定を結びたいというふうに思っています。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

きょうは三苦議員、3人目の御質問になるわけですけど、今回御質問をいただいたことに限らず、やはり普遍的な問題といいましょうか、共通の問題がやっぱりあるなというふうに思っています。というのも、先ほど来申し上げているように、どうしても、ややもすると我々役所というのは、場当たりの、その場のしごき、それと、役目済ましということになりがちです。というのが、正直言うと、どうしてもやっぱり自分のものではないもんですから、それと、いる期間もずっと自分がやるわけではないもんだから、やはりそういうところが我々公務員の甘いといいましょうか、自覚の欠如につながっているんじゃないかなということを思えます。

それともう一つは、ただより高いものはないというふうに言えますけれども、つくったはいいけれども、やはりそれを持つということに対しては、実は持ち続けることについてはやっぱり一定のコストがかかるということであるとか、持っている責任というのがありまして、管理責任というわけですけど、やはりそうしたものとセットなんだということをしなないと、地元から要望があって補助もあるもんじゃない、そいなければとってつくって、つくりっ放

しと——つくりっ放しではなかったかもしれませんが、だんだんそういう意識が薄れていってなかなか管理がうまくなされないというのは役所にありがちなことではありますけれども、やはり私は逆にあってはならないことだというふうに思っております。施設にばかり、道路ばかり、ごみ置き場ばかり、やはりきちんと我々が一定の方針であるとか、やはりそういう経営的な感覚を持って行政に当たるということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

先ほど来、政策課長が答弁をいたしておりますけれども、もしかすると、そもそもつくったところの担当は政策課じゃないもんですから、それと、総務常任委員会の中で立ち会わせていただいてそういう御質問をお聞きしていたもんですから、政策課は安全対策をして予算つけて見直しますみたいなことを言っていますけれども、それぞれの担当課からすると、なかなかこれもやっぱり大仕事でありまして、そうこう一刀両断に全て安全対策で同じ施設、遊具をまた新設しますとは、多分、担当課もなかなか言えないし、私も、申しわけありませんが、言えません。

ちょっと経緯を説明いたしますと、もともとは地元から要望があって補助事業を活用して町で設置をしたということでありまして、公設でありますから、当然、町の公園なんですよ。先ほど道路の話のときにありましたように、帰属の問題と、やはり管理の問題というのは別でありまして、管理の中にも、財産的な管理と機能的な維持管理の管理があるということでもあります。

この公園を言いますと、多分、開設当初は、帰属はもちろん町、管理の中の財産管理は、帰属・管理のここが実は少しうやむやになりながら、恐らく地元で管理をお願いしていますという一言で言っていたんじゃないかなというふうに思いますが、その後指定管理制度ができたもんですから、仮に公設で民間に管理をしてもらうのであれば、それこそ各地区の公民館と同じように、きちんとやはり指定管理の手続きをとって地元でやはり管理をしていただくということをする必要があったんじゃないかなというふうに思います。ただ、それをやっていないもんですから、現状でいえば町で設置して、町で管理をしていることになっているので、もしそういう遊具で事故が起きれば町に直接責任が及ぶということは、私は本当に毎日にはらせんといかんぐらいの今の状況じゃないかなというふうに思いますので、安全対策というのは、ここはやっぱり時代の変化もありますし、私はまず、危ないものはきちんと撤去をして、要は危険度をやっぱり低くするというのをまずやるという意味での安全対策

をとる必要があるというふうに思います。ですので、おくれらせながら、こういう公園も指定管理を本当はせんといかんわけですけど、今んごと危ないまま地区に指定管理をお願いするというのは、これはまた失礼な話でありますので、順番でいくと、まずは町できちんと危険を、防止策をしますということであります。ただ、御承知おきいただきたいのは、今まで、前はあったブランコがそのまままたつくるということではないということはずひ御理解をいただきたいというふうに思います。その上で、まず危険を除去した上で一定の安全度が確保できた段階で各区に指定管理のお願いをせんといかんのかなというふうに思います。

もしかすると、また、指定管理については議論があるかもしれませんが、本来は事業性がある公園ではありませんもんですから、指定管理の制度になじむかどうかということはありませんが、現行制度では、ひとまずは指定管理を使うしかないもんですから、指定管理という手続をとる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今しっかりした町長の答弁で、お気持ちはよくわかりますが、今までが本当、正直言って済みません、あの公園を見て回っても、行政としてすごいずるさがあったと思います。私が江北町に住んでいて、ここは江北町の公園よと言えないぐらいの恥ずかしい場面もありました。今既存のものを新しく作りかえろという、これだけ少子化になった今、そういう無理なことは申しません。ただ、私にも1人孫がおりますが、ブランコをしていて、うちのほうのブランコでさえさび食っていて、逆立ちしてきた手にはさびだらけなんですね。そんな中で、祖母がついていっているから責任は自分にとるつもりですけど、ほかの子供たちが遊んでいてこういう状態になったときにどうなのかなと。そういうことを、この状態で21年からのこの制度を当時の課長が知らないでほったらかしにしていたこと自体、これの半額補助をやっていたら、今、馬場の言う、ぶら下がりの壊れたブランコなんてないはずなんですよ。今もう、いつあれを撤去するのかなと、誰がするのかなと思いつながら通っているから、議長も同じ思いだったと思います。

そんな中で、やっぱり今までの行政の——済みません、怒られるかもしれませんが、怠慢さだと思います。つくったからには、今、町長がおっしゃるように、委託しない限り町の責

任じゃないですか。そしたら、その担当課が、私はもっとももっとしっかりと見ておくべきだったと思っております。そしたら私もこういう嫌なことは言いたくないんですが、たまたま議長のとおり、私もその常任委員会の中、出たときは、あそこのところも言ってあるんだなど。じゃ、町の中はどうなんだろうと思って、私は半日をかけて回ったわけなんです。課長も回っていただいているので、大変ありがたいと思いますが、じゃ、今、課長は点検等について、これから安全性に対して町長もおっしゃっていただきました。危険除去をしてからということなんです、そういう各課連携、横のつながりで、もうお話し合いはなさっているのでしょうか。ただもうこの一般質問が済んだら、それで終わりなんではないでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

大変恥ずかしながら、今回の御質問については、御質問の通告をいただいてから常任委員会でそういう御指摘をいただいていたんだというようなことがわかったといいたいまいしょうか、ですので、常任委員会でやりとりをきっかけで何か対応したということはなかったようであります。常任委員会のことでありますので、一般質問でどうかとは思いますが、御質問をいただきましたので。今回、御質問をいただいて、当然我々としても、答弁の準備であるとか、答弁の準備というよりも、御質問に対して、我々の答弁の考え方を整理する場と、いわゆる勉強会ですけど、そうしたときは、全課長、課長会議の中でやっておりますので、それをきっかけに当然各課とも連携をして対応いたしているところでありますし、それは、答弁が終わったから、はい、これまでよじゃなくて、先ほどから申し上げているように、答弁をきっかけに対応を始めていきたいというふうに思っております。

当時の課長がどうこうとか、私はやっぱりこれは個人の問題じゃなくて組織の問題だというふうに思いますし、まさに組織のガバナンスの問題だというふうに思っております。ですので、やはりそうした意識が薄い風潮というのが組織にあったのではないかなというふうに思うのが1点。ですから、これは個人の責任にしてはいけないというふうに思いますし、それは組織の責任であるし、組織を束ねるリーダーの責任だというふうに思っております。

それともう一つは、今回も古いものでいきますと、それこそ昭和60年代に整備をされた公園なわけです。例えば、地元から要望があったということでもありますけれども、地元から要

望があったときに、例えば一筆あって、通常の維持管理は自分たちがしますとか、そういうものはないのかというようなことで大分調べましたけれども、これまたなかなか、当然、保存期間を過ぎているからかもしれませんけれども、そういうのもちょっと確認できないと。我々はやはり小さな役場でずっと同じメンバーでやっているものですから非常に記憶に頼りがちで、たしかあがんやったはずとか、がんしたはずとって、記録が余りないんですよね。プロ野球選手であれば、記録がなくても記憶に残るプロ野球選手はたたえられますけど、我々やっぱり役場職員というのは、記憶じゃなくてやっぱり記録がないといけないというふうに思っております。ですので、こうした以前からの経緯を調べようとしても、なかなか記録がないものだから、どういうふうにしたのかわからないとか、記憶では、これはちゃんと対応したはずですと職員が言うんですけれども、残念ながら記録がないので、それをきちんと立証できないので、そうすると、結局やらなかったこととほぼ一緒ということもありますので、ぜひこれからも、この件に限らず、もちろん庁内連携してということですが、それよりももっと基本的なところ、やっぱり組織的なそういう風土であるとか、きちんと記録をとるとか、そういうことはぜひ励行していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

多分、今、町長の言葉の中で、総務常任委員会の中で出た話がこの一般質問の中にあるというのが今ちょっと理解できないので、後ほどしっかりと場外でお尋ねしますが、町長、その中で出たことをあなたたちはきちんと真摯に受けとめていますかという、これは質問なんですよ。そこの中で出たことだったら、じゃ、ちょっと議長が言ったから公園をちょっと見に行こうかと。じゃ、その担当課と一緒にいこうかというような、そこでの話は、この議場と同じに扱っていただきたい。議員の言うことは町民の代表なんですから、それをきちっと即、もっと行動に移してくださいということを言っているわけですから、ここの状態で、私、議長とお話しして、どんなかな、変わっているかなと言ったら、総務常任委員会のことは委員長しか言えないからおっしゃったので、そうだねと。じゃ、一応これからの、後々の後のためにも、ぜひ、じゃ、ここで言おうねということですので、その中のことなんですよ。はい、どうぞ。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

誤解があってはけませんので、少し補足をさせていただきますが、常任委員会の質疑にかかわることだから一般質問で答弁をするのはふさわしくないとやったつもりはありません。ただ、常任委員会でなされたことでありますから、やっぱり常任委員会のときに、もしくは常任委員会の際に、もしくは常任委員会の中で、まずやっぱり一定報告をすべきということを行ったわけでありまして、今回御質問をいただいているのは、町内の公園の管理のあり方についてという、まさに一般的な御質問をいただいているわけですから、それについては、我々としても当然、答弁をさせていただいたところであります。私も役所におりましたので、あれですけど、自分も課長もしたりもしておりましたから、常任委員会は大体、課長が責任を持って答弁をいたします。大体、常任委員会が終わりますと、部長はおりますけど、部長であるとか上司のところに戻りがけに寄って、常任委員会はこうこうこうでしたと。特に問題になるような質問はありませんでしたとか、もっと言うなら、こうこうこういうことをちょっときょう尋ねられたので、ここはまた別途検討せんばいかんですもんねとか、やはりそういう日常的なコミュニケーションというんですか、まさに報連相、やっぱりこういう中で、実は常任委員会でのやりとりも——常任委員会のやりとり、自分が出ていないから知らないということじゃなくて、常任委員会であったことでも、これから影響しそうなことであるとか、やはり耳に入れておかなければいけないというふうなことは、それこそ帰りがけにでも、帰りがけじゃなくても翌日にでも、やっぱりそういうことは、きちんと上司に報告をするということが本来あるべき組織風土だというふうに思いますが、残念ながら『我が社』には、今のところそこが少し薄いようでありますので、そこはきちんと励行をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

誤解が解けてようございました。一番物わがりのいい町長と期待しておりましたので、先ほどの言葉はちょっと誤解でございましたので、私のほうも訂正させていただきます。

第5次総合計画・後期基本計画で、安心・安全な子育て環境づくり、安心して遊べる子供の居場所づくりを主な取り組みの一つとして取り上げておりますが、今ある遊具の、それこそ点検整備が最優先ではないかと考えておりますので、そのことについては了承していただきましたので、ありがたいと思っております。

少子化で、いっぱいの子供が遊んでいる姿がなかなか見当たらないような我が町で残念ですが、子供たちがいつ行っても安全で遊べるような、その環境を整えるのは私たち大人の務めではないかと思っておりますので、どうぞこの後、皆さんたちでよきほうに御検討いただければと思います。

それでは、同じく総務常任委員会で出ました、これはどうせ後、お名前を出したらいけないかと思って言っていないでしたが、議長という言葉が出ましたので、この2番目の小道、小さい道から町道に出る際、危険箇所の対策についてということは、1番の議員から要望がありました。自分も体験してのことであつたので、その後、やっぱり横の連携をとりながら、交通事故未然防止のため、何か話されたのか、いろんな計画はなされたのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが、公園と同じで期待する答えは出てこないかなと思っておりますが、これからともに考えていきたいと思っておりますので、とりあえずどういう検討をされたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

小道から町道に出る際、危険箇所の対策ということで御質問ですけれども、小道から町道へ出るというところが、駅南地区の新興住宅から町道東分～祖子分線へ出る3差路のことだと思いますけれども、その件につきましては、9月議会の終了後に総務課長より報告を受けております。その後に現地を確認して調査を実施しております。この箇所につきましては、地元要望等により、歩行者注意という路面表示を平成26年度に施工してはおりますが、要望は、一時停止等の交通規制をかけてほしいということでしたので、警察に確認をしましたが、道路幅員がちょっと狭いということで規制ができないという回答ではございました。

また、駅南口から旧207号へ出る3差路、それについては、これも地元要望で、今年度8月に、今カーブミラーは1個ついていますが、カーブミラーも2面鏡にし、追加して

対応をしております。

町道東分～祖子分線については、学校関係者のほうからも同様の要望がなされておりました、10月26日に、通学路合同点検において関係者との現地確認を実施しております。対応策については、警察署と協議して、カーブミラーの設置、歩道部のカラー舗装、簡易な規制（停止線の破線等）が考えられましたが、歩道部のカラー舗装が望ましいという回答を得ましたので、通学路点検において、ほかの箇所も10カ所程度出ておりましたので、その要望を新年度で予算計上を考えさせていただいております。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

早急に対応していただいたことを大変ありがたく思います。要望が、例えば一時停止だったら、何回も何回も、新宿のところで長年かかってやっていたかかなかった行政の立場が、山田町長になってから、即安全、子供たちのために安全なところを引いていただきました。一時停止は警察の許可がないとできないと思いますが、立体にするとか、カラーで危険を先に知らせるといようなことは町でもできると思いますよね。だから、そういうところを、これを機会に、3差路のみならずいろんなところで、自分が子供の立場で、小学生や中学生がそこを行って町道に出るとき危ないか危なくないかということは、先ほどの山下課長のようには一回町内を歩いていただきたいと思います。そして、本当に住みやすい町づくりのため、そして、交通事故未然防止のために早急な、そういう物すごくお金のかかることではないと思いますので、命よりうんと安いものです。だから、事故が起こる前に、その手はずをとっていただければと思います。事故が起きてからでは遅いです。早急な対応をお願いします。

11月の県から出た安全ニュースなんですが、今回、江北は意外と事故の多い町で、道路別では、国道が2,106件で最も多く、それに続き市町道1,639件、これが29%にもなっております。今の話は県道まで行きませんので、町道でこれだけのことがある中で、やっぱり初めに未然に防げる場所は、もうぜひ頑張って提案をして、話のわからない町長ではないと思いますので、しっかりと向き合って、子供たちのために、そして、町民のためにやっていただきたいと思います。そして、子供にとっても、それから高齢者にとっても、また我々運転者にとっても安心して通れるよう整備を期待して、この質問を終わりたいと思います。

議長、次に進んでよろしいでしょうか。

○西原好文議長

はい、次に行ってください。三苦議員。

○三苦紀美子議員

老人福祉大会の見直しをということで、前の福祉課長をしていた同僚議員が、一体何のことと先ほど聞きましたけど、本当にわからないと思いますけど、これこそ助成として小さいことかもしれません。でも、今これだけ超高齢社会になってから行政としても大変であろうとの想像はいたしておりますが、元気で江北町に住んでいてよかったなと感じていただける細かい配慮を願っての質問でございます。

老人福祉大会の折、以前は、お祝いのお菓子等が配られていたと記憶しておりますが、中止になった理由は何か。これはもう記録がないとおわかりにならないかもしれませんが、御記憶のある方、福祉課長、大丈夫でしょうか、答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員のほうから、老人福祉大会の見直しをということで、まず最初に、老人福祉大会の参加でやむを得ず参加ができない方についての配慮ができないかということで、以前は不参加者へもお祝いのお菓子が配られていたと記憶をしているということで、これが廃止になった理由は何かということですが、この廃止の内容ですが、一応、一般質問の通告を受けた後、以前、町が敬老者の方全員にお菓子を配っていたかどうかということで、ちょっと調べてみました。それで、私も以前も福祉課にいたわけですが、そのとき、お菓子の配布は……（「おまんじゅう」と呼ぶ者あり）お菓子の配布は町のほうでは行っていなかったと。ただ、まんじゅうについては配っていたかもわかりません。（「配られていました」と呼ぶ者あり）

それで、以前、敬老者の方全員に配っていたのが何だったかなということで調べたら、記念タオルを、これは不参加者の方にも含めて全員の方に、老人福祉大会というネームを入れてタオルを配っていたということで、これが平成17年度から予算の削減を行っております。

まんじゅうについては、ちょっとその辺、いつから廃止になったかというのは、記憶というか、調べた結果、ちょっとわからなかったと。それで、一応、参加者全員にタオルをやっていた記念タオルについての廃止の理由については、これは、ちょうど17年度から行財政改

革の一環ということで、記念タオルについては廃止をしたということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

お菓子と書かずに、初めからまんじゅうと書いておればよかったですね。頭をとらせて済みませんでした。確かに、前々町長の時あたりは、しっかりとそういうおまんじゅうが、参加していない人にも全ての人に多分来ていたと思います。済みません、それぐらいから長く婦人会にお世話になっているものですから。

そういう意味で、財政改革ということをよくわかります。ところが、今はどうでしょうか、やってやれない事業ではないと思っております。子供に対しての熱い思いやり、それなら高齢者に対しても、少なくともいいから気持ちだけは熱い思いの、再度開始していただくことを強く望むものですが、これは課長が言うわけにもいけないでしょうから、町長どうでしょうか。これは本当にもう多くの高齢者の方、こんな小さな品物でも、役場からもろうたと喜ばれる人が多いんです。いかがでございましょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

小学校のとき、修学旅行に行ってお菓子が入るのかどうかということで議論になったことがありますけれども、今回、福祉課長が答弁したお菓子というのは、まんじゅうは入っていなかったということで、お菓子は各区の老人クラブのほうから個別に差し上げていただいていたんじゃないかなということでありました。残念ながら、それこそ記録がないものですから、いつまでまんじゅうを差し上げていたのかどうなのか。多分差し上げておられたんだと思えますけど、差し上げておられたのかどうかすら、逆に言うところちょっと記録がないし、いつやめたのか、どんな理由でやめたのかというのちょっと記録がないということでありました。

その上で、今回さらに復活をとということでもありますけれども、少しそこは私としては慎重に考えさせていただきたいと、申しわけないんですが、思っております。というのが、ここ

は老人福祉大会でまんじゅうをまた配り始めるかだけで江北町の老人福祉の姿勢を判断されるのは少し残念だなというふうに思っております。もちろん、子育て支援も大事であります。やはり我々の人生の先輩である高齢者の皆さんに対する福祉施策というのも私も充実させていただいているつもりですし、健康ポイントは言うまでもなく、さまざまな事業もやっているところであります。

平成16年度まではタオルを差し上げていたということではありますが、平成26年度の町の予算の老人福祉費は2億4,500万円でありました。28年度、昨年度は、これが3億2,600万円ということで、当然いろんな要素がありますけれども、老人福祉費そのものについては、それこそ1億円ばかりふえているということは御理解をいただきたいというふうに思います。

例えば、先ほどまんじゅうだけで判断をしてほしくないと申し上げたのは、それこそ今年度も大変盛況でありました老人福祉大会、実は町営でやっているのは江北町だけありますし、ことぶきスポーツ大会、これも町でやっているのは江北町だけありまして、老人福祉大会で約100万円、それと、ことぶきスポーツ大会でも25万円ほど実は予算をかけていると。また、高齢者祝い金については、年齢によってちょっと違うと思いますが、全体でいえば、県内でも恐らく最高水準になっているということでもありますので、ここでさらにまんじゅうをとということじゃなくて、ぜひ老人福祉政策、施策全体でぜひ御評価をいただきたいというふうに思っておりますし、逆に言うと、まんじゅうよりもっと喜んでいただける取り組みをぜひさせていただくということ御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長、まことに申しわけございません。まんじゅうで老人福祉大会を評価するとは私は言っていないつもりですが、もしそう耳に聞こえたら訂正をしたいと思います。小さい優しさを高齢者の方にもくださいと私は申し上げているつもりなんです。ただ、何でかという、まんじゅうはなぜやめたのといったら、ここに先輩の行政マンがおりますので、お年寄りの方は、みんな食べないで半分を冷蔵庫に残すとか、もう大事がって食べるから食べ物はいけないということの廃止になったという、先輩が先ほど耳打ちをしてくれましたので、多分、食べ物は無理よねと言いながらも、でも、私たちの町にも、だいちの家、アマレットさ

ん、刈製菓さん、今はKentaroさんといいますかね、そのおまんじゅうとか、悪くならないようなのをつくる場所はあるんですよね。お互い持ちつ持たれつで、そういうことで、わずかながらの予算は組めないかなということをお願いしていることですので、決して食べ物で評価をしようなんて思っていないです。高齢者の方もそんな浅はかな人はいらっしゃらないと思いますので、町長、頭の中では切りかえをお願いしたいと思います。

とにかく愛あふれる我が町としての取り組みを、これから何なりといいですから、食べ物がだめだったら先ほどのタオルでもいいんじゃないですか。やむにやまれず来られない人のためにも考えてくださいと言っているんですよ。楽しいのはもうわかります。私たちも参加させてもらって、大変楽しい大会をしてもらっていることはわかっておりますが、例えばちょっと体調を壊して行けなかった、骨折して行けなかった、病院に入院しているから行けなかったと。前は、病院に入院している人にもお通知が行って、そういうのが家族に届けてあったという、その思いやりのある高齢社会へのことができないのかと言っておりますので、これは即答できないと思いますので、そういうことを考えながらぜひやってください。食生活改善のほうでも高齢者の方には、丸ぼうろと、それからジュース等を、独居老人さんのみなんですけど、全部にできないのが予算上残念ですが、独居老人さんにしっかり手渡しでなさっています。婦人会も、このクリスマスに独居老人の方にあつたか手袋を役員が手づくりでいたしまして、それにちょっとしたお菓子を詰めてクリスマスプレゼントを手配りで回ります。その本当にわずかな何百円しかかからない品物ですが、心と心が通じ合って、もう涙を流して喜んでいただく、そのような高齢者の、本当にひとり暮らしの方たちの気持ち、それから、そういう場面に課長さんたちもいつかお会いになってください。そんなに本当に、たったこれだけよというものでも感謝をされて、もう手を握られて、また来年も来ますから元気でいてくださいねというのを女性たちはやっているんですよ。そしたら、私たちがやられることは行政にもやられることを見つけてください。必ずや見つけていただくことを期待して、時間がないので、次に移りたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○西原好文議長

はい、次に行ってください。三苦議員。

○三苦紀美子議員

3問目の通学合宿の実施はできないかということでお尋ねいたします。

少子化、核家族化、社会の変化等による子供たちの体験不足、社会性不足が子供の育成状

況に大きな影響を与え、社会問題にまでなった、あのキレイやすい子供、無気力な子供が生じる原因の一つであると考えられております。

このため、平成11年6月に出された文部科学省生涯学習審議会答申、「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」の中で、今後、日本の子供の心を豊かに育むためには、家庭や地域社会でさまざまな体験活動の機会を子供たちに意図的に、計画的に提供する必要があるとの方向性が示されました。社会による子育ての一環として、通学合宿を実施されている市町が幾つもあります。室内でテレビやゲームに興じることが多く、地域の方々や子供同士など、人とのかかわりが少なくなっている今だからこそ、地域の方々とかかわりながら育んでいける貴重な体験活動ができる通学合宿をぜひ実施してもらいたいと強く望んでおりますが、町としての考えを伺いたいと思います。答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

三苦議員の御質問にお答えをいたします。

通学合宿の実施はできないものかということでございます。

本町では実施をしておりません。御存じじゃない方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、通学合宿、他市町で実施されているものについて少し御紹介をしたいなというふうに思っていますが、現在、平成28年度で実施をしている市町が13市町でございます。

一番近い白石町でも、持ち回りみたいな形で実施をされていまして、主催は教育委員会と青少年育成町民会議、白石町のほうはそういう主催者2つということで実施をされています。対象が、28年度は福富小学校だけということで、4年生から6年生までの希望者23人で、時期としては7月中旬、日程が3泊4日、場所が福富の公民館、ここには、和室があって調理室があって風呂があるというような施設です。スタッフとしましては、町の職員に加えて婦人会の方、それから食生活改善の方、それからPTA、JA女性部、老人会など、10名の方がスタッフとして入っていらっちゃって、内容としましては、学校を下校して、そして夕食の買い出しをして調理をして、風呂に入って宿題をして就寝をして、朝食の調理をして登校すると、そういうようなメニューになっているようでございます。

そういうものの実施ができないかということでの御質問でございます。

通学合宿につきましては、議員御指摘のとおり、今の子供たちは物質的な豊かさとか便利さの中にはありますけれども、異年齢での集団での共同生活とか、それから、地域の方々との共同生活の機会というのがなかなか減ってきているという状況の中で、そういうものを意図的につくって、そして、自主性とか協調性とか生活力を高めるようなものが期待できないかということで、保護者にとっても子供を通して地域とのつながりができるとかということもありますので、家庭教育にとっても見直すいい機会になるのではないかというふうには考えています。

通学合宿の実施に当たりましては、先ほども申しましたように、まずはやっぱり子供の安全確保は大事かなというふうに思います。それから宿泊地、それから活動の場所、それから、スタッフがやっぱり必要だということで、そういうボランティアの確保、それから何をするかというような検討、それから当然、学校との協力体制の構築などがあって、地域の方々とか関係機関との緊密な連携のもとで実施をする必要があるというふうに思っていますので、まずは、地域の方々とか関係機関に通学合宿の目的とか効果について周知をしていただいて理解をしていただくことが先決じゃないかなというふうに思っています。

話が少し変わるかもわかりませんが、本来、子供はやっぱり家庭とか学校だけではなくて、やはり地域ぐるみと一体となって育てていくことが一番重要じゃないかなというふうに考えていまして、教育委員会としましては、学校、家庭、地域の代表者で構成される学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールという制度の導入を検討しているところでございます。

協議会において、学校の教育方針を承認していただき、学校、地域、家庭の3者でその方針を共有して、そして、学校運営については意見を述べるができるというようになっていきます。協議会に出された多くの提案に対して何がより効果的なのかの熟議を重ねていくこととなります。例えば、今回質問にいただいたような通学合宿を実施しましょうか、どうでしょうかというようなことが議題として提案され、その提案に基づいて、方針を達成するための効果的な取り組みとなるためにはどうすればいいか、それをやったほうがいいのか、いや、ほかのものがいいのか、そういうことを考える熟議が重ねられることになるのではないかとこのように思っています。

教育委員会としましては、まずは、地域ぐるみで江北町の子供たちを育てていっていききたいというふうに思っています。そのためにも、コミュニティ・スクールについての関心をぜ

ひ町民の皆さんに高めていただきたいと思いますので、もし疑問等があればどこへでも出向いて説明をしたいというふうに思っていますので、お声かけをしていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

何か少し教育長の前向きな御答弁に大変心をよくしているところでございます。

もう時間がございませぬので、やっぱりさまざまな体験活動を通して、子供たちが協力する大切さや生活の中で自分に役割を考えさせること、子供たち自身に基本的な生活能力、生きる力を身につけさせるきっかけとなること、地域の大人たちが、通学合宿の支援を通じて、地域の子供たちは地域で育てる、再生機運を醸成させるきっかけとなる、保護者の方に、家庭での過保護、過干渉、子供たちの家庭生活への参加の重要性に気づいてもらうこと、必ず効果のある通学合宿だと思っております。子供に、異年齢での生活に協力する大切さや自分の役割を考えさせるきっかけづくり、家庭で教えることを気づいてもらう、地域の方には青少年の健全育成に欠かせない地域の教育力を担っていただき、子供たちもさまざまな体験活動を通して優しさや思いやりのある江北っ子に育ててくれることを願い、積極的な取り組みを期待します。教育委員会の御尽力なくしては先に進まないと思っておりますので、実際に実行に向けて検討をよろしく願いして、質問を終わりたいと思っております。

これで質問を終わります。

○西原好文議長

6番三苦君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、8番土渕茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土渕茂勝議員

日本共産党の土渕茂勝です。佐賀空港へのオスプレイ配備について、再度質問をしたいと思っております。

オスプレイの重大事故が頻発する中、それに一言も触れない九州防衛局の一方的な見解を述べた佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備を求めるチラシが、広報と一緒に私の家に届けられました。町がこの配布にかかわっているのではないかというふうに推測するわけですが、町がこれにかかわっているとしたら、その目的と経緯について説明を求めたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

九州防衛局が県民向けチラシを作成し、防衛省佐賀県連絡調整事務所のほか、鳥栖、唐津、武雄市内の地方協力本部地域事務所に置くということが8月4日付の佐賀新聞に掲載されておりました。その後、10月19日付で、九州防衛局企画部地方調整課長名で総務課長宛てに配布の依頼があったものですから、防衛省から国民に対する情報提供ということで理解をいたしまして、10月末に配布を行った次第でございます。

町としての目的というものはございません。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

オスプレイについては、私は昨年の12月議会で一度町長にお聞きしました。それから1年、オスプレイの事故が頻発するようになってきました。Aクラスの事故率で、ことし9月末日で3.27という数値が米海兵隊より報告がありました。現時点での米海兵隊機全体の事故率は2.72%です。

2012年に、政府は沖縄の普天間基地にオスプレイ配備を認めるという中で、当時のオスプレイの事故率は1.93、当時の米海兵隊機全体の事故率を下回っておりましたけれども、9月の時点でこの数値が5年前の2倍近くになったという現状の中で、このオスプレイの事故原因について十分な調査も報告もされていないという中で、こうしたチラシが配布されております。手元にその資料をお配りしております。

このオスプレイの問題については、今、県内世論がどういうふうを受けとめているかということで、佐賀新聞が県民世論調査を発表いたしました。11月12日の佐賀新聞だと思いますけれども、オスプレイに「賛成」というのは25.5%、オスプレイに「反対」というのは37%、「どちらとも言えない」が36.4%、「わからない」が0.5%というふうになっております。県民世論は、このオスプレイの配備に危惧を抱いているという一つのあかしではないかと思えます。

そこで町長にお聞きしたいと思いますけれども、佐賀空港のある地元住民、また、県漁連は配備反対の意思を明確にしております。自衛隊との共用はしないと、この協定を県、国が守るよう強く求めてきております。このことは、昨年の12月議会でもお話をいたしました。

オスプレイの構造的欠陥は当初から心配されていたものです。未亡人製造機とも言われてまいりました。そのことが今回の事態で明確になったのではないのでしょうか。

沖縄の負担軽減とか、災害に活用できるなどとは配備のための口実にすぎないと思えます。さらに米軍オスプレイの運航も否定をしておりません。この防衛局のチラシにはそのことが明確にされていると思えます。

オスプレイは、日本版海兵隊とも称される水陸機動連隊を紛争地へ真っ先に送り込む他国への侵略の軍用機です。憲法9条を踏みにじるもので、国の平和、県民、町民の安全を脅かすもので、地元住民、自治体とともに反対の声を上げるときではないかというふうに思いますが、町長は前回の質問後、この1年間、この点をどのように考えておられるか、反対の声を上げるべきではないかということ町長の認識を聞きたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

私の考え方は、先ほど御紹介いただきましたように、以前の議会でも御紹介を申し上げたとおりでありまして、基本的な認識をその際に申し上げましたので、今もその認識は変わっておりません。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

このオスプレイに対する県知事の対応が、ことしの初めからこれを受け入れるというような姿勢に変わってきております。反対している漁民の方や地元住民を説得するというような発言がありました。同時に、この事故を踏まえて、その態度がさらに揺らいできていると、いわゆる不安定になってきているということではないかと思えます。

そういう意味で、私は町長として独自の考えを持って対処するのが、町民の安全、それから、町民が平和に暮らせる、そういう状況をつくる上では大事じゃないかと思えます。

オスプレイ 1 機が110億円余りと言われております。その 1 機の価格で定員90名の認可保育園90カ所余りが建設できます。武器購入には、ほかに弾道ミサイル迎撃システム、およそ1,600億円など購入が予定されておりますが、その武器購入よりも、保育園を初め社会保障に使うように求めるべきではないかと思えますけれども、そういう考えは町長にはありませんか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

もし町でオスプレイを買うようなことがあれば、オスプレイは買わずに、ぜひ保育所の整備をしたいというふうに思いますが、今回の議論はあくまでも国の議論でありますので、私のほうからその是非については申し上げかねます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

オスプレイが持っている性格といいましょうか、オスプレイの配備というのはどういう問題をもたらすのかということで、3点ほど指摘をしておきたいと思えます。

1つは、国と国民を守るどころか、他国への侵略力を強めるもので、憲法9条に違反し、国の平和と国民の安全を脅かす何物でもないというのが1つです。

2つ目が、オスプレイは欠陥機で、たびたび事故を起こしております。その事故率が今回、最初、防衛省が発表した2012年時の2倍近い水準になってきていると、これがこの佐賀空港に配備されて、佐世保に基地を置く水陸機動団を運搬していく、あるいは訓練していくということになれば、我が町にとっても重大な事故に遭うという状況が生まれてくるのではない

でしょうか。オスプレイはそういう欠陥機だということが2つ目です。

3つ目が、その価格は、先ほど申しましたように100億円を超える、それを17機配備しようということですが、この毎月の維持費は1億円近くかかるそうです。財政の無駄遣いで、もちろん江北町が買うわけじゃありませんけれども、この軍事費の増大によって、町の福祉予算も削られてくるというのは既に出てきているのではないかと思います。そういう意味で、町長に、このお金を福祉に回すべきじゃないかということを上にも上げてほしいということで質問したわけでございます。

いずれにしろ、この3つの点は、これからも大きな議題になってまいります。引き続きオスプレイはバルーンの飛ぶ佐賀の空には要らないということを取り組んでいきたいということを書いて、次の問題に移りたいと思います。

○西原好文議長

次、行ってください。土渕君。

○土渕茂勝議員

弾道ミサイル発射（通過・落下）時の対応についてということで質問をいたします。

弾道ミサイル発射（通過・落下）時の対応について、江北町小・中学校児童・生徒に対しての指導内容が回覧板で回されてきました。町民への協力要請も記されております。このことについて、教育委員会で検討されたものですか。その目的はどこにあるのかを教育長にお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

土渕議員の質問にお答えいたします。

小・中学校に係る弾道ミサイル発射時への対応についてということでの御質問でございますが、近年の北朝鮮情勢に鑑み、平成29年、ことしの5月19日付で佐賀県教育庁危機管理・広報総括監から、「「弾道ミサイル落下時の行動について」の周知について」依頼がありました。

その後、弾道ミサイルから児童・生徒等の身の安全の確保を図る観点から、文科省からも文書が発出され、合計5回、内閣官房、文科省等から5回文書等が送付されて、それを受けて、その都度県のほうからも依頼、周知等、それから、どういう対応をしているかという調

査等も含めて御回答があったところでございます。そういうところを受けて、教育委員会で検討したということになります。

文書には、弾道ミサイルが発射された場合はJアラートが鳴り、メッセージが流れ、屋内にいる場合の行動例として、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、屋外にいる場合の行動例として、できる限り頑丈な建物や地下に避難する、自動車の車内にいる場合の行動例として、車をとめて頑丈な建物や地下街に避難する等が示されています。

今回、11月に回覧ということでお願いをした文書、町でつくった文書でございますが、「弾道ミサイル発射（通過・落下）時の対応について」依頼したことでございますが、内閣官房の出した「弾道ミサイル落下時の行動について」及び「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」などをもとに、それらを子供たちに確実に周知する必要があること、また、その対応については地域の方々の協力も必要であることから、教育委員会で検討し、作成したものでございます。

児童・生徒が学校とか家庭にいる場合は、学校であれば先生たちが、家庭であれば保護者の方が、こういうふうにせんばいかんよとか、こういうふうと一緒に隠れようとか、そういうことを言ってくれると思いますが、登下校というときがありまして、そのときについては、子供が一人一人がどういう行動をしないといけないかということをご自己判断しないといけないと。その自己判断ができるように、子供たちが不安にならないようにすることがもちろん我々の務めでございますので、不安にならないように、万が一登下校のときにJアラートが鳴ったらこういうことをしなさいということをご周知し、その周知したことが的確に実行できるように、近くにある建物を見つけて子供たちが入っていったときには、こっちに隠れなさいと、そういうような誘導をしていただくように地域の方をお願いするため、回覧をお願いしたところでございます。

目的は、弾道ミサイル発射時の非常事態に備え、児童・生徒の身の安全を確保し、命を守る、これに尽きると考えています。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

御承知のように、北朝鮮は11月末にも、29日だったと思いますけれども、ICBMを発射

いたしました。このように北朝鮮が核実験と弾道ミサイル発射を繰り返している、そのことは世界と地域の平和、安定にとって重大な驚異であることは間違いありません。これ以上の軍事的挑発を中止させるとともに、核ミサイル開発そのものを放棄させることが重要ではないでしょうか。

今、国際社会が一致して、経済制裁強化と一体に、対話による平和的解決を図ることが唯一の解決策であることを強調しております。絶対これが戦争につながってはならないというのは全員が一致することではないでしょうか。

こうした北朝鮮のミサイル発射にかかわる対応として、今回の措置が正しいのかどうか、そのことについて疑問に思っております。

今回の手元に資料として出しておりますけれども、北朝鮮のミサイルが通過、落下するというような事態での対応ですけれども、この対応でそれを防げるのかどうかということです。そういう意味では、ここに書かれていることは非現実的で過剰な反応ではないかと思えます。学校教育というのは、自然や社会、政治や歴史について科学的な認識を与えるというのが本来の目的であると思えます。そこから逸脱しているのではないかと思えます。

この回覧板を読んで、戦前の竹やり訓練を思い出したと年配の方から意見が寄せられております。改めて教育長の認識をお伺いしたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

今回、教育委員会でとった措置に対して甚だ疑問であるという御質問でございますけれども、非現実的で過剰反応ではないかという御意見でございますが、非現実的ということは、当然、現実には考えられないことというふうな意味だと思っておりますが、発射に関しましては、実際に28年度に17回、それから29年度には、現在のところ、14回ミサイルが発射されておりまして、グアム島に向けての発射も検討していると、これはまだ実現しておりませんが、あと青森、北海道の上を通過していったというのも事実としてあるわけですね。これは現実だというふうに思っています。

もちろん、戸外にいて、たとえどんな頑丈な建物の中に入っているとしても、もし仮に核爆弾を搭載したものが来るとすれば、それが命中するとすれば、それは防ぎようがないんじゃない

かなというふうに思います。しかし、ほかに考えられる危険はないかという、何か落ちてくる可能性も当然あるわけですね。そうしたときに頑丈な建物の中にいれば、いるのといないのとではどちらがいいかということを考えれば、当然、頑丈な建物の中にいたほうが身を守ることはできるんじゃないかと。そういう意味で、決して過剰反応でもないし、非現実的な対応でもないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

弾道ミサイルが日本に落ちる可能性というのは全く否定はできませんけれども、ただ、アメリカに向かって北朝鮮がICBMを発射するとなれば、日本の上空を通ることはないということですね。ロシアの領地を通っていくと、それは当然そういう距離になると思います。

問題は、非現実的というふうに私が言ったのは、教育長も言われましたように、実際、現実には落ちてきた場合、この対応で対応できるかという、対応できないということなんですよ。

もう一つは、こういうふうに問題を教えることが正しいのかどうかと、こういう情報、こういう対応をね。というのは、今、北朝鮮問題で求められているのは、絶対戦争は起こしてはならないと、いわゆる平和的な解決が必要なんだということ、私は、これは子供たちに教えられるんじゃないかと、こういう状況の中ではね。私はそのことがより大事だと思うんです。

もう一つは、過剰反応というふうに言ったのは、これは今の政府の動きという問題があります。今の政府の動きというのは、北朝鮮問題を利用して日本の軍備増強をしていると、これはもう我々が、マスコミで報道されているのを見れば、誰でもわかっていることじゃないでしょうかね。

最近では、巡航ミサイル、いわゆるトマホーク型の兵器を買うということが防衛長官から発表がありました。これはもともと今の小野寺防衛長官だと思いますけど、彼が以前にそういう、いわゆる兵器を買うと、何のために買うかという、北朝鮮の基地を直接攻撃できるという発想で、これが最初あれが考えたことです。そして、今回、防衛大臣になってから、これを導入するということになりました。

私は、そういう意味で過剰反応というのは、そういうことを地域とか、子供たちに教えることによって、そうした政府の軍備増強に対して根拠を与える結果になると思います。

御承知のように、戦後の教育は、時々政府には左右されないというのが教育基本、原点だと思います。戦前はそれで失敗をしたわけです。私が戦前の竹やり訓練の話をしたのは、これは実際その当時、まだ子供であった年配の方から、そういうことを想起して話されたので紹介をいたしました。

私は、この問題はそういう意味では慎重に対応すべきだと。先ほども言われましたように、この対応については、国、県が繰り返し繰り返し町に求めてきている問題ですよ。それは先ほど報告されたと思います。私は、それはもう少し慎重に考えるべきじゃないかというふうに思います。

そこで、最後にお聞きしますけれども、県内でこういう対応をしている自治体というのはどれぐらいありますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

土淵議員の質問にお答えいたします。

国や県からこういう依頼文とかが来た場合に、当然それを判断して対応するのは市町の責任でございますので、ほかのところがやっているからとか、やっていないからとかいうことを見ながらやるべきものではないというふうに考えております。

ただ、うちと同じように、市町の教育委員会で周知のためのプリントをつくって配っている市町はあります。

以上でございます。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから、補足といいたいでしょうか、あわせてお答えをいたしたいというふうに思います。

私、手元に、これは毎日新聞社の配信記事なんですけれども、新聞記事を持っておりまして、見出しが「参院が抗議決議、全会一致で採択」という記事であります。これには、「参

院は12月4日午後の本会議で、11月29日に新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）を発射した北朝鮮に対し「これまでにない重大かつ差し迫った驚異で、地域および国際社会の平和と安全を著しく損なう」と抗議する決議を全会一致で採択した」ということでもありますので、恐らく参議院に所属をされている全議員、各政党の皆さん方で、ここは決議をなされたものというふうに思っておりますので、少なくとも、今、私どもに差し迫っている現実については、恐らく我が国国民共有している危機なのではないかというふうに思っております。

その上で、我々町に任されているものは、まずもってやっぱり町民の安全・安心だということであります。先ほど御紹介いたしましたように、差し迫った驚異があるのに何ら対応しないというのは、私は違うというふうに思っております。先ほど土淵議員からは非現実的で過剰反応という御指摘を受けましたけれども、私は逆だと思っております。こうした差し迫った驚異に対する現実的な反応でありますし、過剰ではなくて、先ほどからありましたように、本当にどこまで防げるのかという意味でいきますと、きちんとした対応がさらに必要であると思っております。そうした一環の中で、今回、教育委員会が子供たちの安全・安心を守る観点から、地域住民の皆さんに御協力をお願いしたというのは適切な対応だったというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

町長が答弁された参議院での全会一致の決議は、それは当然のことです。問題が分かれているのは、その危機を軍事的な対応で対応するのかどうかと、そうじゃなくて、米朝の直接対話をするのかどうかということが今問われているというふうに思います。

トランプ氏が日本に来て安倍首相と話して、結局、トランプ氏と安倍氏の間では、テーブルにはどんな対応ものせられていると、ということは軍事的な対応もあるんだということ、そこで一致したわけですね。

でも、御承知のように、韓国、それから中国、ここではそれは否定をされております。いわゆる今必要なのは、制裁とともに米朝の対話が急がれると、これは東南アジア諸国の中でもそのことが一致しております。また、周辺国であるロシアもそうです。

私は、ここで過剰反応と言ったのは、今求められているのは重要な事態なわけですけど

も、その重要な事態を解決するのは何かということで、国民が声を上げるのは、やはり米朝の直接対話というので、その圧力を加えることが今求められていると思います。どんなことがあっても戦争になってはならないし、そして、繰り返し北朝鮮がこうした弾道ミサイルを発射する、あるいは実験すると、これを一日も早くやめさせる力はもうそこにしかないということですね。

御承知のように、NHKが11月に、今から31年前のアメリカの国防長官のペルー氏と対談をしております。そして、同じ時期に朝日新聞との対談もされていますけれども、その中でペルー氏が求めたのは――なぜペルー氏かということ、ちょうど31年前だったと思いますけれども、北朝鮮との直接戦争ですね、戦争が起こる即時のときの国防長官ですけれども、彼が言っているのは、もう外交的な手段でしかこれは解決できないと。その31年前は、ペルー氏が危機寸前のところを直接対話で戦争に至らなかったと、そういう実績があるんですね。

今、一番危険なのは、トランプ氏が最近とったエルサレムの首都問題、あの地域が非常にまた再発するんじゃないかと、困難が起こるんじゃないかと、今、世界で危惧されております。そういう人物であるだけに、アメリカと北朝鮮との直接対話ということが最大の解決の道だということ、私たちは強く町民にも、また、子供たちにも戦争はあってはならないという話はできると思いますので、そういう対応がここでは抜けているんじゃないかというふうに思いました。

一応、町長が答弁されましたので、それは別に否定はしませんけれども、今求められているのはここだということを書いて、答弁がなかったら次に行きたいと思っておりますけれども、いいですか。

○西原好文議長

そしたら、次に行ってください。土渕君。

○土渕茂勝議員

次は、郷土資料館の整備を求めるということで質問をいたします。

郷土資料館の整備と活用は以前から求められておりました。今後、改善する考えはあるのかどうか、そのことをまずお聞きしたいと思いますけれども、あわせて改善をしてほしいという立場で、以下のことを提案したいと思います。

1つは、資料館として新たな場所を設定してほしいと思います。例えば、新堤にある艇庫などの整備。

2つ目は、艇庫にある、いわゆる発掘された遺物という言い方はおかしいですけど、そういうものが整理されないままあると思います。その整理と調査。

3つ目が、放置された、また、荒れ放題になっている乙宮山の城跡の整備と保存。

4つ目が、古文書の収集と保存、解説された古文書の整理と保存。

5つ目が、町内で見られる植物や鳥類などのカラー化、その他魚類など新たな昆虫などの調査。

6つ目が、その他の無形文化財ということで、郷土芸能などの記録や保存。

最後に、自然保護の取り組み。江北町内には幾つか蛍の飛ぶ川があります。すばらしい環境だと思います。

以上のようなことを進めるべきだというふうに思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

郷土資料館の整備を求めるということで、新たな場所を設定してはというような御質問でございます。

郷土資料館につきましては、昭和62年に開館をいたしております。当初は2階で石炭関連の資料展示、それから、3階で農耕、生活関連の資料展示をしておりましたけれども、町のパソコンのサーバーを設置する場所が必要だということから、現在は3階にまとめて資料展示をしておまして、随時展示物の整理整頓を行っておるところでございます。毎年、小学校4年生の社会科の授業で利用されたり、あるいは関心のある方が来館されたりしているのが現状でございます。

この資料館と、ほかに資料物の企画展示といたしまして、「埋蔵文化財発掘調査の成果展」、それから「肥前こま犬展」などを、郷土資料館に近い公民館ロビーで開催してきておるところでございます。

郷土資料館としましては、子供たちだけでなく、町民の皆様にも町の歴史等へ関心を高めていただきたいことから、より多くの方に利用してもらうような展示の工夫や、公民館ロビーを活用した企画展示物の貸し出し、それから、学校の授業の教材としての利用促進等の

取り組みを現在の場所で行っていききたいというふうに考えております。

それから、2点目に、艇庫にある遺物の調査、整理をということでございますが、艇庫に保管している考古遺物につきましては、発掘調査時に出土したものでございます。これらの個々の遺物につきましては、年代鑑定等の詳細な調査は既に終わっております。その結果につきましては、遺跡ごとに文化財調査報告書として整理をいたしております。

続きまして、3点目、乙宮山城跡の整備と保存をという御質問でございますが、乙宮山のお城につきましては、上区禅定寺南方200メートルの乙宮山の山頂に位置する中世末の山城跡ということでございますが、そこは現在、個人の所有地になっております。整備となりますと、当然、用地買収とか整備費が、多額の費用が必要になってくるというふうなことで、現在のところは考えておりません。

この乙宮山の城跡につきましては、佐賀県教育委員会が発行いたします「佐賀県遺跡地図」に埋蔵文化財包蔵地として登録をされておるところでございます。これによりまして、当該地の開発行為、土木工事等をする場合には、文化財保護法の第93条に基づく届け出が必要となりまして、開発行為に対する規制をかけることによって、文化財としての保護を行っているのが現状であります。

それから、4点目でございます。古文書の収集と保存、解読された古文書の整理と保存はということの御質問でございますが、古文書の収集と保存につきましては、文化財保護の目的から、2015年3月号の広報紙に、古文書をお持ちの方に情報提供を依頼する記事を記載いたしました。残念ながら、特に反応はございませんでした。

これまでに町の資料館で保存していた古文書といたしましては、江戸、安政年間に書かれた「役内日記」というのがございますが、これは当時の暮らしの様子を知ることができる資料でありまして、その解読については、古文書研究会の方々が作業されているところでございます。

このような活動は、歴史的発見の期待感あるいは知的好奇心を満足させるだけでなく、やりがいや生きがいを感じたり、仲間づくりにもつながったりすることが期待できることから、教育委員会としては、ほかのサークル同様にその活動を見守っていきたくと考えております。

5点目です。町内で見られる植物や鳥類の研究誌などのカラー化、その他魚類や昆虫等の調査についてということでございます。

町内で見られる植物あるいは鳥類につきましては、江北町郷土研究会において調査をされまして、「江北町六角川周辺の植物」、これは平成9年に発行いたしております。それから「江北町の野鳥」、これが平成7年に発刊をされておりますが、これらにつきましては、白黒版であります。町内に生息する動植物をほぼ網羅した内容になっていると伺っております。会員の皆様方の生涯学習活動の成果だというふうに思っております。先ほどの古文書解読の活動同様に、見守っていききたいというふうに考えております。

なお、既に出版されている本のカラー版化、あるいは魚類、昆虫類等の調査につきましては、町としては今のところ考えておりません。

6番目の無形文化財の記録、自然保護の取り組みでございますが、江北町には多くの郷土芸能が伝承されているところでありまして、町としても行事ごとに取材を行いまして、記録として残しております。時期が来れば、江北町の新たな郷土資料となることから、きちんとした保存をしていきたいと考えております。子供たちが演じる浦安の舞、あるいは子供浮立を奉納されているところも多くて、郷土芸能の伝承がなされているんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、自然保護の取り組みということでございますが、これはちょっと担当が違いますので、別の課長から報告をさせていただきたいと思っております。

○西原好文議長

補足説明、山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから総括的に答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、こども教育課長のほうから答弁を個別にいたしましたけど、見事なまでのゼロ回答というんですか、一言で言えば、特に新しいことはやりませんというふうにも聞こえなくもないなど、先ほど改めて答弁書を見ながら思ったところでもありますので、私なりに反省をして、ちょっとこれではいけないなというふうに思います。

公務員としては満点の答弁かもしれませんが、ここは一般質問ということでありまして、町長の見解はということでもありますので、この個別の今回の改善事項について、それぞれするしないということではなくて、やっぱり私も今のあそこの資料館のあり方については問題意識を持っております。

というのが、本当にあれが、我々江北町が子供たちに自信を持って伝えていけるような取

り扱いになっているのかどうなのか、もっと言うなら、何を子供たちに伝えていかないといけないのかということ自体がはっきりしていないものですから、ひとまず町内から古いものを応募して、集めていただいたものはそのまま置いておくと。もちろん、いろんな説明も、年表なんかはありますけれども、それぞれの物がどういうものなのかというキャプションもありませんし、古いからといって全て同じに扱っていいのかどうなのか、せつかく町民の方からお預かりをしたものだから、ちょっとどうしようもなしというところもあったんじゃないかなというふうに思います。本当に歴史的な意義があるものとか、やはりきちんと町として子供たちに伝えていかなければいけないものが何なのかということ一度整理せんと、今のあそこにあるものをそのままどこかで展示すればいいというものではないというふうに思っています。

そうした中で、もしかすると、展示物そのものは、中には町民の方に一度お返しをせんといかんようなものもあると思いますし、そこは少し取捨選択をして進めていきたいというふうに思いますし、あの場所で、あの状態で我が町の歴史資料館があればいいというふうには思っておりませんので、そこはぜひこれから改善の方向で、いろんな形で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

私がこのことを質問したのは、前々から郷土資料館についての位置づけですね、そのことが、もっとわかりやすく言いますと、江北町が持っている歴史的な宝、あるいは自然の宝、それはもっと光らせる必要があるんじゃないかというのを気づいておりますので、そういう意味で質問をしたわけですので、今の町長の答弁で、それをやる気があるということの答弁だというふうに受けとめましたので、ぜひいろんな知恵を出してもらって、私もこういうことには関心を持っていますので、まだほかにもたくさんおられるか、そういう知恵も酌んでもらって改善に努めてもらいたいということをお願いして、次の最後の質問ですね、あと9分しかありませんので、これもそんなに難しい問題ではありません。この間、去年の熊本地震で震災を受けた西原村を訪ねて気づいた点でもありますし、トイレの問題を改めて取り上げております。

自然災害が来る前にトイレの整備をと。西原村でも自然災害が来るだろうという予想はしていたけれども、昨年の震度7の地震が来るということは本当にびっくりした、突然だった。しかし、その気持ち、準備はずっとしていたので、この間、産業常任委員長の田中議員から報告がありましたけれども、一部、災害の施設をつくる用地を準備していたと、それが仮設住宅につながったわけですから。

それで、町の公民館にこの間の水害のときも避難されておりました。そのときは高齢者はおられませんでしたが、高齢者などが特に洋式のトイレがどうしても必要だと思います。

トイレの整備については、やろうというふうになっておりましたけれども、後回しになりました。私は議会にいつも来ておりますので、議会のトイレも男性の分は全然改善されておられません。これは避難した方も利用できますので、トイレの洋式化というのを全体の町の公共施設ですね、そういうところではもう一度調査してもらって、早急に対応していただきたいというふうに思っております。

鳴江公園をちょっと見ましたけれども、あそこは洋式のトイレは一つもありませんでした。上小田防災広場のほうは洋式トイレはありますけれども、男性のほうはありませんでした。ここの公民館もそうですね。女性のほうは全部ありますが、男性のほうは一つもありません。ぜひそういう改善をしてほしいなど。

もう一つは、2つもう重ねていきますけれども、自然災害で水道が使用できなくなった場合と、これは、この間の西原村でも私も質問しましたけれども、やはり水道が出なくなった場合は水洗は使えないということで、あちこちから、プールとか、そういうところから水を運んできて対応したという話をされました。

自然災害で水道が使用できなくなった場合の対応という形で、1つは、携帯トイレを備えるよう各家庭にも呼びかけてほしいし、一定の補助も出して促進すべきではないかと思えます。また、直接下水に流せるような仮設のトイレも工夫されております。そうした備えも今から必要ではないかと思えます。

最後に、トイレはその町の顔とも言われています。さまざまな公営の施設に限らず、公園や自然の山々のトイレも、そこを管理する行政の姿勢があらわれているというふうに思えます。私も一度、北海道の礼文の山に登りました。そこはトイレを持っていかなくちゃならなくて、1,800メートルの山、海岸から登って行きましたけれども、結局、8合目でダウンし

ましたけど、トイレを持ってきて、簡易トイレに大小便をする、そして持ち帰ると、それは非常に効果的じゃないかと思えます。

ということで、トイレの整備、あるいは災害時の携帯トイレとか、それから、直接下水に流せる仮設のトイレなども工夫をしてほしいということをお願いしたいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

大きくは2点あったかと思えます。1点は、公共施設のトイレの洋式化ということでございました。

私も、事トイレに関しては、土淵議員と意見を同じくするわけでありまして、やはり今からの高齢化であるとか、もしくはユニバーサルデザイン化であるとか、そうしたことを考えたときに、やはりトイレの洋式化というのは進めていく必要があるというふうに思っておりますし、これについては、以前の議会でもその旨答弁をさせていただいたところであります。

その際に申し上げましたのは、1年に少なくとも1カ所ずつは計画的に公共施設の洋式化を進めていきたいということで申し上げましたし、今年度は早速、B&G体育館のトイレの洋式化を済ませていただいたところであります。

それで、来年度についてなんですけれども、今のところ、先ほど御質問もありました庁舎のトイレの洋式化を図っていきたいなというふうに思っております。といいますのが、庁舎というのは、もちろん役場職員の職場というだけにとどまらず、災害時等々の住民の皆さんの避難箇所であったり、もしくは町外からもたくさんお客さんが見えになります。ことしの2月には鳥インフルエンザが我が町で残念ながら発生いたしまして、公民館の大ホールはその現地対策本部ということになって、それこそたくさん関係機関の皆さんもお越しになりましたけれども、やはりそうしたときに、私は洋式トイレが少ないというのは、正直言ひまして、町外の皆さんには少し恥ずかしかったなという気持ちがありますので、まず来年度は庁舎のトイレの洋式化をぜひやりたいというふうに思っております。

それと、2番目は、災害時におけるトイレの対応ということでありますけれども、2つあると思えます。1つは、よく私が言うように、自助・共助・公助ということでいくと、やは

り町民の皆さん御自身がそれぞれ対策をとっていただかないといけないことと、我々役所がまさに公助の中で準備をするものと2つあると思います。

1つは、個人の皆様について言えば、いわゆる携帯トイレというものがあります。これは、実は国のほうでも、防災グッズとして皆さんにお一人お一人が備えていただきたいものという事の中に、飲料水、非常食、医薬品、懐中電灯、ラジオ、寝袋、そして、携帯トイレというものが入っておりますので、ぜひここは、言ってみれば自助の中で町民の皆さんお一人お一人が備えておくべき防災グッズの一つとして、また改めて認識をしていただければというふうに思いますが、それだけではなくて、例えば、一定の人が集まる場所のトイレというものも必要だと思えます。これをあえて簡易用トイレということで申し上げるとすれば、現在の町のほうでは13個既に保有しておるところであります。これで足りるのかどうかということはありませんけれども、今後とも、そうした非常時に備えた備えというものは、自助・共助・公助、この3つのバランスをとりながら、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

これで質問を終わります。

○西原好文議長

8番土渕君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開は14時40分。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。9番池田和幸でございます。最後になるかと思えますけれども、しっかり質問していきたいと思えます。

2問、今回は出させていただきます。

まず最初に、町道門前～畑川線の道路拡張について。

小田地区は、古くから交通のかなめとして栄え、長崎街道の開通後は宿場町としてにぎわってきました。その路線の中心部にある門前～畑川線は全長2.3キロで、小田地区の主要幹線としての役割も現在果たしています。

平成25年12月議会で、門前～畑川線の今後はという質問をしています。このときは、主に長崎街道にふさわしいカラーブロック舗装等の設置に対しての質問でした。道路拡張については、観音下地区を主に伺いをしています。

今回は、道路拡張についての質問ですが、前回の答弁では長崎街道として道路を広くすることが本当にいいのかと言われていました。しかし、地元からの要望と協力があれば、検討するとも言われています。

今回の道路拡張の場所は、石原区内の白木酒店から旧丸美屋履物店までの車道です。平成27年10月にこの地区で火災が発生し、3軒が被害となりました。火災後、町により道路拡幅工事が行われ、歩道と離合場所の整備により、地域の方々の安全な通行となっています。しかしながら、火災現場地区の区間は有効に機能していますが、それ以外は道幅が狭く、歩道もなく、歩行者には非常に危険な箇所であります。車同士の接触事故も起きていると聞きます。この区間には、石原区のほうからも要望書が提出されています。安全・安心なまちづくりの上からも、厳正な検討による答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

町道門前～畑川線の道路拡張についてということで、町の方針としましては、上小田地区の振興ということで、門前～畑川線の代替えとして、町道門前～観音下線の整備を図っているところでございます。平成27年の離合箇所の工事については、火災の際、既設暗渠水路、1メートル掛け1メートルが崩壊したことから、歩行者や車両の通行に危険な状況であったため、離合箇所として35メートルの整備を図り、安全対策を図っております。

整備した以外の区間につきましては、公有水面上に建物が建っており、現在も居住されている家屋や空き家等がありますので、空き家家屋の解体につきましては、所有者がみずから

自主的に行っていただければ、その後に離合箇所としての整備につきましては、地元と協議を行いながら進めていきたいと考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の答弁につきましては、要望書が出されているということで、私も質問状に出しております。議員の皆さんには、先ほど要望書をお配りしました。当然、執行部の皆さんも確認はされていると思いますけれども、この私の質問状にも書いていましたけれども、地元からの要望と協力があれば検討すると、前町長のときですけれども、答弁されております。そして、今回まさしく、この要望書が出されています。この要望書の中身を見ていただきますと、区民の役員の方8名ですね、それから、署名捺印までされております。この重要性というか、重みがあると思いますけれども、それに関してはどのようなようにお考えでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

平成25年12月議会での答弁で、地元から要望と協力があれば検討するということですが、この分につきましては、25年12月の議会での答弁は、離合箇所についての要望があればということで伺っております。

それと、8名の署名の対応につきましては、私のほうが若干おくれておりますので、今後対応させていただきたいと思っております。要望ですね。井上区長さんのほうからは直接要望を行いたいということで言われていましたので、町長にですね。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、若干最後のほうわかりませんでしたけれども、区長さんのほうから直接、課長のほうに届いているけど、町長のほうには要望していないような言い方に聞こえたんですけど、違うやったらまた言ってください。今回、私もこの質問をまず出すときに、石原区内の役員会のほうで区長さんのほうから10月27日に要望書を出して、一月たっても当然、受け取りは建

設課のほうでちゃんと受け取ってもらいましたと。検討課題にしますということは回答があったみたいです。ただ、それに対して、あくまでもこれは江北町長山田恭輔様となっています。町長のほうからは一言もないというのは、その辺どうですかね。さっきの課長の答弁と食い違いがありますので。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

先ほどの再質問でございますけれども、区長さんから受け取ったときには町長に直接お会いして要望を行いたいということでございましたので、私のほうが町長には見せてはおりませんが、日程調整をするのがちょっと手間取ったということでございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、町長にお聞きするしかないと思いますけれども、やはり今までの、きょうずっと一般質問を聞いていまして、やっぱり瞬時に動く、今までと違ってやはり残さないように疑われないような答弁をするという形で町長言われていると思います。やはりできるかできないかは別として、ある程度の内容、把握をしながらということを言われましたので、その辺が今の課長の答弁からすると違うような気がしますけど、町長いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

今回の要望書の取り扱いについてということでよろしいですかね。

せっかく区長様から要望書をいただいておりますのに、なかなか直接お会いできなかったことはおわびを申し上げたいというふうに思えます。しかも、要望書をいただいているのに何ら回答をしていないということでありますので、それもあわせておわびを申し上げたいというふうに思えます。

要望をしたからといって、全て実現できるわけではないというのは言うまでもありませんけれども、できないということまで回答しないというのは違うんだらうというふうに思いま

すし、できるできないをはっきり申し上げられればいいんですけれども、できるかどうかを決めるのには少し時間がかかるということもあります。ただ、回答まで時間をかけるのはちょっと違うんだらうと自分は思っていて、例えば、これはやります、もしくはこれはできません、もしくは少し時間を下さいと、いずれについてもきちんと反応だけはやっぴりせんばいかんというふうに思っております。

今回も要望をいただいてから、はや2カ月ほどたっておりますので、そこはやはり我々役所の仕事の進め方を改めていく必要があるなというふうに思っております。先ほど日程調整に手間取ったということでありましたけれども、私も24時間ずっと入っているわけではありませんし、もちろん、そうしてアポイントが入れば、当然、時間の確保も必要があるというふうに思いますけれども、午前中から申し上げているのは、ともすると、やはり役所というのは、やりますというふうに答えないと反応しないというか、できないと言うのもなかなか言いにくいとか、少し時間をくれというのも言いにくいということで、そうしたこともきちんとお返しを本当はせんといかんやっぴりと思っております。ですから、今回こうしてまた、それを受けてだと思っておりますけれども、御質問をいただいておりますので、この場ではきちんとお答えをいたしたいというふうに思いますが、それが全面的にやるとか、全くしないとか、そういうことではないということは御承知おきをいただきたいというふうに思います。

それと、この機会に答弁のチャンスをいただきましたから、一つだけ申し上げたいことがあります。

この道路の質問も、その次の質問もそうですけれども、きょうは傍聴にたくさん関係者、当事者の方がいらっしゃっています。ふだんの会話であれば、そうした方々の御心情にも配慮して、少し言い方も考えたりするわけですけれども、今回はそれこそあえて池田議員から御質問をいただいております、この議会の場です。ですので、少し私どもとしてはお気にさわったり、耳ざわりが悪かったりするようなお答えをするかもしれませんが、それはこうした公式の場でありまして、私ども含めて公式の発言ということであるから、そこはぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

宣戦布告をされたような気分がありますけれども、ただ、私も真剣に町長が言っていただきましたので、その辺は心得て思っている次第でありますので、ぜひお願いしたいと思います。

そしたら、ちょっと方向性を変えて質問したいと思います。

一応この路線には10軒ほど空き家というか、中には利活用されていて空き家を使っているところもありますけれども、約10軒ほど空き家が点在しています。その中で、持ち主の所在等がわかっていない空き家等がありますか、その辺お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

2軒ほどあります。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、私が10軒と言ったのが、いわゆる利活用できているのも入れて10軒あると思いますけれども、その辺の把握はちゃんとされているのかですね、その2軒というのが8軒のうち2軒なのか、その辺はひとつお答え願いたいと思います。

もう一つが、2つ目に、以前、地元のほうから、建物に対する危険性、その中のうち、危険性等があるので、調査依頼が出されていると思います。私も区長さんと一緒に出した覚えがありますので、その依頼の報告はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

池田議員の再質問でございますが、今10軒ということをお聞きしたんですけれども、ちょっと私の課では、10軒というところがちょっと把握していないところがございまして、一応ゼンリンのほうに28年度に空き家についての調査を依頼しまして、そのときの12月末に来たものと、また微妙に現状が違うということで、区長さんのほうにまた依頼を今年度の7月にしております。8月の議員例会でも報告をさせてもらったかと思うんですけれども、その際に区長さんからは、新しく12軒のゼンリンでは出てこなかった部分のところがございま

す。そこを町民課のほうに依頼して、地番とかそういったところを調べたところでございます。その12軒に対しては、所有者であり、その所有者の住所とか、そういったところは一応把握はしております。ただ、例えば、そこに所有者の名前が出ていても、例えば、亡くなっていて、次にそこが誰になるのかというようなところがあったりもしたりするものですから、そこまでの把握が今のところはできていません。ただ、今後、さっき言われた危険家屋についてのことなんですけれども、今のゼンリンのところでは、危険家屋がこの旧丸美屋さんから白木酒店さんのところまでのところに危険家屋のCランクというところはありません。新しく出た12軒に対しては、私たち担当で確認に行くというようなところ、石原区だけではなくて、全町なんですけれども、そこはあるんですけれども、ただ、今のところ、一番に元重兵衛さんとか、あそこら辺が見た目には大丈夫かなという感覚はあるんですけれども、一応ゼンリンのところではCランクでは出てきてないです。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、私が10軒と言ったのは、1軒だけは済みません、丸美さんの南側も1軒入れてですね、だから、丸美さんからすると9軒になりますけれども、その間に、先ほどちょっと言われました元重兵衛さんのところですね、あそこのことを、ちょっと今、名前出したらあれかと思いましたので、危険性のある建物ということで、以前、前の前の区長さんのときにお伺いを出して、調査依頼をしたんですけど、そのことを今ちょっとお聞きしたんですけど、それはわかりませんか、今。（「Cランクではありません」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

Cランクではないということですね。

○池田和幸議員

Cランクでないと。済みません、ちょっと私も勉強不足で申しわけないですが、Cランクでないと、行政のほうはそのままということですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

再質問についてですけれども、一応Cランクというのは危険家屋ということなんですけれ

ども、一応再度、不良度判定委員会でもう一回確認に行つて、それが本当にCだというふうになれば、その持ち主に対してのいろいろな対応が順次あるわけなんです。ただ、危険家屋でなくても、例えば、地域住民の方に迷惑をかけているようなこととかなんとか依頼があったりする場合には、一応そこを確認したりして、持ち主の方にこういったことがあってすみたくないことをお願いしたりとか、そういうことはできます。ですので、基本的には解体モードに進めるのはCランクのところにはなりません。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

きょう傍聴者の方もいっぱい見えていますので、Cランクのことも説明していただきかけたので、話をしたんですけれども、課長、よく裏からとか見られたことがありますか。私がCランクにならない理由がよくわからないところがありまして、シロアリとか大変な形になっています。地元の方も、いつ壊れるかわからない。ましてや、ツタが絡まって、前に1回、私が再忠告を役場のほうにしたときは、ツタが絡まって、もし、火がついたときに燃えてしまうんじゃないかと、延焼するんじゃないかということをして1回言いに行ったことがあります。そういう状況がありますので、それから全然区長さんに聞いても何も無いということでは言われましたので、ちょっと今お聞きしたんですけれど、その辺は今後もう少し検討というかな、本当に大丈夫かというのはぜひやってもらいたいんですけど、いかがですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

ただいまの質問についてなんですけれども、今、空き家について、本当にいろんな地区からの不安と心配等で、いろんな要望というか、お願いが出されております。その際に、やはり政策課に、例えば、区長さんでも来ていただいて、申請でもしてもらったら、本当、本人さんにも言えますし、もちろんそういったことの情報があれば、私達も現場に見に行くことは当たり前と思っております。ですので、今回、裏まで行って私も見てはおりません。ただ、今回あの道を何回も行き通りして空き家の確認をしないとと思ったものですから、行きはしたんですけど、裏までは行っておりません。なので、一応ゼンリンで判定を受けたのが、28年12月なので、もうあれからすると、1年たとうとしておりますので、やはりそれからす

ると、今言われたように、いろんなシロアリであるとか、そういったところがすごくあっているかもわかりませんので、確認に担当課として行きたいと思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。こちらからの要望もなかったということは認めたいと思います。ちょっとわかりませんが、その辺に対して、そういう形の要望はしていきたいと思います。

続けて、次の質問に行きます。

以前に同僚議員の質問に公有水面の利用等で事業化ということ……

○西原好文議長

池田議員、町長が補足説明をさせてもらいたいということです。よろしいですか。

○池田和幸議員

この質問が終わってからよかですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）ちょっと入りましたので、もう、済みません。

以前に同僚議員の質問に、公有水面の利用等で事業化ということも今後検討していきたいということで現町長が答弁されています。その点について、地域の整備計画はその点考えられていないのかですね。これは公有水面の上ということと同僚議員が質問していますので、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問、地域の整備計画、いわゆる都市計画みたいなものをおっしゃっているんですかね。都市計画というのは、御承知のとおり、基本的には都市計画法に基づいて計画をされるものでありますので、私ども、町そのものは都市計画法の網がかぶっておりません。今、都市計画決定の議論も実は始めておりますけれども、そうした中の一つとして、もちろん議論されることはあるというふうに思っております。

先ほど補足をとということで、何を言いたかったかといいますと、きょうせつかく地元の方もおられますし、この門前～畑川線、これが実際どうなるのかと。今回の御質問である程度明らかになればいいんですけれども、このまままた次の質問になりますと、結局、わからん

ままやったというのもどうかなということも思いましたものですから、少し総括的に、門前～畑川線の整備の考え方を申し上げたほうがいいかなというふうに思ったものですから、手を挙げかけたところであります。

私が就任当時は、現在進めております門前～観音下線、あそこがどちらかという、バイパス的な意味合いであって、まさに既に家屋が連檐している門前～畑川線の拡幅のある意味かわりに、門前～観音下線を整備しているんですというようなことを言われました。ただ、それならそれで、地元とそれで了解がとれていれば、今回だってもともと要望ということにはならなかったわけでありまして、それはそれだけでも、やっぱりということの趣旨でもどうもなかったようでありますから、恐らくその辺がどうもきちんとした共通認識がなかったんじゃないかなというふうに思います。ですので、午前中から申し上げているように、やっぱりきっちり、例えば、書面にするとか、いろんなことでお互い抑えるということをしなないと、結局、記憶だけで、たしかそがんやったと思いますということじゃ多分だめだろうというふうに思います。

それで、私なりの門前～畑川線の整備の考え方なんですけど、最近はなかなか道路予算というの厳しいものがありまして、よくストック効果ということを言われます。ストックというのは、要は整備した効果がどれだけあるのかというようなことを言われまして、物の本によりますと、ストック効果には幾つか種類がありまして、1つは移動時間が短縮されるとか、防災力が向上するとか、民間投資が誘発されるとか、快適性が向上するとか、いろんなこういう具体的な効果を、もっと言うなら、経済的にでも把握して整備をする必要があるのかということをして現在は事業の必要性を見るときに判断をされるということになっております。そうした中で、たまたま火災が発生して、その残地を町のほうで整備といいましょうか、をしたという経緯がありますけれども、私はこの門前～畑川線そのものを、例えば、今の8メートルの幅員で全部広げていくというふうにした場合の費用対効果であるとか、投資効果であるとか、先ほどのストック効果と比較したときに、どこまで底が上げられるかなということをして正直思っています。ただ、そうは言いながら、先ほど防災力の向上ということを行いましたけれども、やはり安全・安心の観点というのはまた私は別なんじゃないかなというふうに思っています。火事ができてその跡地を、それこそ町が、幅員があそこが6メートル、しかも歩道も2.5メートルで整備をしたものですから、恐らく地元の方は、このままの勢いで、これでそのまま真っすぐ行くとやなかるうかというようなことを思っておられるかもし

れませんし、今回の要望も、もしかするとそういうことを想定なさっての要望かなというふうに思わないではないんですけれども、今のところ、私としてはそうしたストック効果であるとか、安全・安心ということも考慮した場合は、やっぱり最小限、安全・安心の確保ができるための改良ということは必要だと思いますので、今、あそこが35メートルあるようだけれども、あれでそのまま整備というよりは、安全・安心の観点からの改良ということは、一度きちんと検討する必要があるというふうに思っております。ですので、場合によっては、極端に幅員が狭いというようなところの局所的な改良ということも出てくるといいますし、そこは先ほど冒頭申し上げましたように、要は百点満点の満額回答じゃないからということで、それで満額の回答ではないかもしれませんが、あくまでも我々としても最良、最善の対策はとる必要があるというふうに思っております。

それで、いつもこの路線の議論のときに出てくるのが、要は公有水面上の上に家屋が建っていると、これをどうするのかということなんですよね。先ほど申し上げましたように、どれだけ費用をかけてどれだけ効果を生むかということの中で、やはりできれば、かける費用をなるべく抑えたいというのも正直、この効果を発現させるためにも、我々としては経営的にも考えていく必要があるというふうに思っています。例えば、これは今からだけれども、考えられるのは、公有水面上の物件については、例えば、保障については一般的な保障とはちょっと違うような考え方をさせていただくとか、そうしたことはまた我々としても御提案をせんばいかんかなというふうには思っていますが、何せ、それこそ午前中申し上げたように、場当たりのその場しのぎの、そして役目済ましのことではいけないというふうに思っていますので、それこそふだんのやりとりだったら別ですけれども、今回は池田議員からこうやって一般質問という場で御質問をいただきましたので、私もある程度ははっきり申し上げないといけないなというふうに思っていますので、現在、35メートル整備された区間のあの幅員とあの規格で全線整備というのは正直現実的ではないというふうに思っていますが、安全・安心の観点からの局所的な改良を含めた整備ということは必要だというふうに思っておりますし、その際には、先ほど申し上げたような地元の協力というのは、もっと言うなら地権者の方、所有者の方の、言ってみれば協力というか、理解が、そうした例えば、公有水面上の建物であるとか、そうしたものについてはそうした御理解ということは当然お願いをしていく必要があるということが1点であります。

それともう一点、先ほど違う観点からと、空き家のことをおっしゃいました。これまで上

小田振興という名のもとに、空き家活用ということで進めてまいりましたけれども、私は空き家の活用もさることながら、やはり安全・安心の観点からの空き家対策ということが大事なんじゃないかなと思います。これまでの事業を見ておりますと、空き家の活用をするために安全・安心のほうも言うというようなことで、主従が私は逆転していたんじゃないかということをおもってまして、これからは安全・安心の観点からの空き家対策を主に置いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

時間を気にしながらするようになりますので、これは1つ私からの要望で終わりたいと思います。

今、先ほど町長が、確信はできないですけど、違った意味で検討はできるんじゃないかというふうに聞こえましたけれども、私が最後に言いたいのは、先ほど空き家のことを言われました。空き家と、それから地元の理解ですね、あれば、そろえば、道路拡張について前向きに検討していただきたいということをお願いをして終わりたいと思いますけど、何かありますか。簡単に。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申しあげましたように、道路拡張の条件として言ったつもりはありません。先ほど申しあげましたように、きちんと安全・安心の観点からの改良はさせていただきたいというふうに思いますし、場合によっては、安全・安心の観点から、ここは改良せんといかんということであれば、当初は地元の理解がなくても、こちらから理解をしていただくようにせんばいかんと思いますし、所有者の方の、場合によっては理解がなくても、我々町として必要であるということであれば、きちんと理解を求めた上でやっていく必要があるというふうに思いますので、ちょっと順番が池田議員の御主張とは違うかもしれませんので、そこだけは申し添えたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。そしたら次に行きます。

○西原好文議長

はい、次に行ってください。9番池田君。

○池田和幸議員

江北町商工会への支援と指導について。

近年の地域商工業者の現状は、公共工事の減少や超大型集積小売店の影響を受け、売り上げ減少が続いている傾向にあります。町の商工会においても、個人消費の伸びが弱く、地域による相違も見られ、結果として会員数の減少があります。地域消費者の購買動向は、大型店舗への流出の度合いが増加し、地域の小売業者の衰退に歯どめをかける必要があります。

商工会の役割としては、有利な金融制度の紹介及び申し込みのサポート、労働保険の手続の代行、創業に関する相談・支援、補助金・助成金の紹介及び申請支援、経営に役立つ豊富なセミナーの開催、取引先の開拓及び商品力の向上等が上げられます。また、この数年来の傾向として、会員の高齢化、後継者不足を理由とする廃業、これに伴う会員の脱会が現実となり、組織力に大きな影響をもたらしており、会員のニーズにいかに対応していくかが強く問われています。

このような中、経営発達支援計画の策定に取り組み、経済産業大臣の認定を受けることができました。さらに、プレミアムつき江北町かえる商品券の発行事業を行い、消費拡大につながりました。しかしながら、景気回復の実感が湧かない中、人手不足は深刻な状況もあり、小売業者をめぐる経営環境は依然として厳しいものであります。

以上のこともあり、商工会の財政運営が極めて深刻な状況であることから、財政改善検討委員会を設置し、健全化に向けた議論を進めています。

町商工会の10月末での会員数は202人で、役員数は25人ですが、そこで質問します。財政改善のために、まず役員の費用弁償カットを行っています。ほかの商工会の報酬、費用はどうなっていますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

他の商工会の報酬、費用はどのようになっているかということでございます。

商工会役員の報酬については、いずれの商工会も商工会定款に基づき支給されてはいません。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今のは報酬だけでしょう。費用のことは言われていませんよね。一応、資料としては多分商工会さんのほうからいただいてあると思うんですけども、役員に対しての費用関係のことも、少し皆さんにお知らせしていただきたいと思いますけど。

○西原好文議長

百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

費用の内容が具体的にわからなかったもので、役員の費用については、報酬のほか、旅費があるということですが、旅費については、いずれの商工会も商工会県連規定に基づいて支給されているということです。

日当については、各商工会において違いはありますけれども、2千円から5千円の範囲内で支払われております。江北町の商工会については、平成28年度までは1,500円支払われておりましたけれども、29年度からは、弁当代相当の540円が支払われているということでございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございます。今、答弁されたとおり、役員報酬は受けない旨が商工会の定款で決まっているということで、皆さん、無報酬で当然やられています。ただし、いわゆる費用、日当に関しては、各商工会での支給額の違いがあり、当商工会は、先ほど言われたとおり、役員会の日当は現在廃止をし、財政運営を少しでも果たしていける状況にしないといけないという立場でやられています。

そういうことで、ほかにも必要な経費のみに絞り、改善に取り組まれていることについての理解はありますでしょうか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

財政改善に向けて地道な努力をされているということは理解しております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、まず2つ目の質問に入ります。

町にとっての商工会の必要性はどういうふうに思われていますでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

御質問にお答えします。

商工会は、商工会法や定款によると、町内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会の福祉の増進に資することを目的とされている団体でございます。その必要性は十分に認識しております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

必要性に関して、きょう執行部の皆さんと議員の皆さんにもプリントを1枚差し上げました。その中身は、私がきょうの質問事項の中もこの内容と同じようなことを述べていますけれども、これが商工会をフル活用する10のびっくりマークがついているということであり、この活用を理解していただければ、必要性につながると思いますので、その辺はぜひ、今、課長が言われたことに対してつなげていってもらいたいと思います。

3問目に行きます。健全化に向けた支援の考えはありますでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

御質問にお答えします。

健全化に向けて今年初めに要望があり、その要望について町としても対応できるところについては対応させていただいているところです。さきに述べたとおり、商工会は町にとって必要な団体であると認識しております。今後もその活動を継続していただきたいと考えています。商工会のほうでも財政健全化に向けた5年間の計画を立てていただいているところですので、その達成状況を踏まえ、単年度収支の均衡がとれるまでは、5年間の中でとれるまでは支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、ちょっと2つだけわからないところがありました。対応できるところは対応できると。対応できるところはどこでしょうか。まずそこが1つわかりませんでした。

もう一つは、これまでどおりの支援をしていくということと言われますけれども、支援は今までも十分していただいていると思います。ただ、そういう状況の中で質問をしていますので、同じような支援なのか、その辺の違う支援はないのかをひとつお聞きしたいと思えますけれども、時間の都合上、もう一点だけ、3つ目に質問します。

町からの提案がことし4月にあって、商工会の土地や建物の利活用を考えてはということとは産業課のほうからもありました。それに対して回答は、商工会が保有している土地、建物の資産を活用することは、商工会側としては現時点では考えられないとし、今後、財政改善検討委員会で検討を行い、商工会からの提案を行う必要があると言われております。そこで、検討委員会により、土地、建物の売却に伴う資産活用の申し出が出た場合の対応はこれからどうされるのか、3つお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

まず1点目は、対応できるところは何かという御質問でございますけれども、今までも商工会については経営指導員の事業費の補助をやっております。その中で、先ほど言いました

ように、今年初めから検討を商工会事務局の方とさせていただいております。その中で二、三点ほど今まで取り組んでいただきたいということをお願いしております。1つは、組織率向上についてでございます。佐賀県小規模事業経営支援補助金にかかわる商工会及び商工会議所の経営指導員への配置基準ですね、これによりますと、事務局長の設置基準がうたわれております。組織率が少なくとも60%以上であるということでございます。現在、江北町商工会は51.3%、4月1日現在ですね。この組織率を5年間のうちに50%を引き上げていただくというようなところをお願いしております。

それから、独自財源の確保でございます。会員数の増加によって、当然、会費がふえるわけでございます。そのほかにも収益性のあるような事業の実施による手数料収入の確保等々を取り組まれるような提案をしております。それに、先ほど3番目の質問になるかと思えますけれども、商工会の資産活用の御提案ですね、現有資産を活用して、財源の不足を補っていただければというふうに考えております。今の建物を売り払ってということじゃなくて、その中で何か別に催し物をされたりとか、施設の使用料であったり、そういうことも考えられるのではないかとというようなことも御提案しております。それと、もし最終的に今の商工会の場所を別に移すと、現に役場の庁舎内に移転するような提案もありますけれども、そういった場合に、町として本当にそういった商工会の事務所を配置できるような場所があるのかということも、朝から町長が申ししていましたように、役場においても庁舎内の総合的な見直しをする中で検討をしていくようにしております。これについては、年内に商工会のほうには一定の方向性をお示ししたいというふうに考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりやすく説明ありがとうございました。独自の事業をしていただくということでありましたけれども、やはり独自の事業をするにも、やっぱり町からのある程度の補助というか、手伝いがなければできないかなと思いながら聞いておりました。

それで、最後の土地、それから建物の件でありますけれども、当然、やっていけなければ、何かを放出しないといけないというのは原理だと思います。そういう中でこれまで何年と進められて、皆さんが利用していただいた商工会会員の皆様によってつくられた商工会が、そういう形になっているということは、非常に皆さん、悲しむものと思いますけれども、それ

を現実にこうやって私も質問をさせていただいております。その辺は重々わかっているしやると思いますけれども、だから、検討を今回していただくということですので、その辺はぜひ御検討をしていただきたいと思います。

それから、次の質問です。これからの助言・指導には何が必要と考えますか、よろしくお願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからお答えをいたしたいと思います。

商工会の皆さんにおかれては、本会はもちろんのこと、青年部、女性部、それからひふみ通り、小田商店街、OBの皆さんまで入れれば、センチュリー会も含めて本当にまちづくり全般に対して町政に御協力をいただいているというよりは、それそのものがやはりまちづくりを進めていただいているという認識でおりまして、まずもって商工会には感謝を申し上げたいというふうに思います。

私、就任直後に商工会にお邪魔したときに御挨拶をさせていただいたときに、我々町もこれからは経営の時代であると。そういうことからすると、商工会の皆さん方とも我々役場も実は何ら変わりがないと、経営という意味ではですね。ですから、かなうならば、我々江北町役場も商工会の会員にさせていただきたいと、半ば冗談めいては言いましたけれども、気持ちは実はそういう気持ちでおります。というのが、今回、池田議員から御質問をいただきましたので、改めていろいろ基本的なところの確認を我々役場の中でもさせていただいたんですけど、実は今回、助言と指導のあり方はどうかということですが、実は我々江北町としては、商工会さんに対して助言も指導もする権限はありません。といいますのが、商工会と町の関係を示すものとしては、先ほどから御紹介があった商工会法、これは実は知事には商工会に対して事務所への立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査する権限というのがあります。町にはありません。それと、今度は補助金を補助という形でお出しをさせていただいているわけですが、補助金をお出しをしているということで、地方自治法の適用を受けております。そのときには、当然、町としての一定の権限があるわけですが、これは何の権限かという、監査の権限で、実際、商工会にも町の監査委員から監査を受けていただいておりますし、当然、監査で指摘をされたことについては、必要な措置

を講じていただく必要があるという規定はあります。それともう一つあるのが、先ほど補助をお出しをしているということですのでけれども、町のほうで制定をしております町商工会振興対策費補助金交付要綱というものがあります。ここの中には町長の権限が定められておまして、町長が必要があると認められる場合は、補助事業の遂行の状況について報告を求め、または調査することができるというふうに書かれておまして、実は助言、指導という、実は上下の関係にはないということでありまして、だからこそ、対等、平等、強調を連携すべき関係だというふうに私は思ったもんだから、ですから、就任当時の挨拶でもそういうふうに申し上げたところであります。もちろん、補助金という形はお出しをしておりますけれどもですね。

そういう中で、今回、年度当初でありましたけれども、商工会から財政健全化に対する支援をということでお話をいただきましたので、先ほど産業課長から申し上げたような3点を御提案をさせていただきました。1つは組織率の向上をされたらどうだろうか。といたしますのが、実は県内の商工会では事務局長を配置していないところもあります。我が町も、配置基準だけでいけば、今のところ、組織率は60%を超えておりませんので、事務局長を配置する必要はないということになるわけでありまして、だから、事務局長を廃止したらということではなくて、事務局長を置いておられるわけですから、それならば、配置基準を満たすまで組織率の向上に努められたらどうか。それによって、当然、一定の会費収入もありますからですね、それによって経営改善ができるのではないのでしょうかということを御提案を申し上げたところであります。

それともう一点、商工会の資産活用についてということで、例えば、今、保有をされている土地、建物を、こういう言い方をするとあれですけど、処分をされて、逆に持つておくよりも借りるということが経営的には実は安いということがあるもんだから、そうしたことも御検討されたらどうですかと。もちろん、町も最大限、いろんな形で協力をしたいというふうに思っているのですが、場合によっては役場の庁舎の一部を、それこそお貸しをするということは考えてもいいんじゃないかと。ただ、これが役場全体の防災についてもそうですけれども、あり方の中で議論させていただかないといけないので、町長、あんた4月にそがん言うたとやけん、もううちはいつでんよかとけん、しんしゃいと言われても、それこそすぐにはできないので、そこの時間感覚というのはぜひ御理解をいただかないと、私も何度か言われたことがあります。あれどがんなったて。いや、どがんなったていうか、そういうそれ

こそ商工会にお貸しをするというだけじゃなくて、少し大きなところの議論の中でせんばい
かんで、改善策の中でいけば、少し長距離走というかな、少し時間をかけてお互い議論を
していかなばいかなことじゃないかなというふうに思っております。

やはり一番大事なのは、プライマリーバランスといいたいでしょうか、単年度収支をきちんと
均衡を図っていくということなんだろうと思うんですよね。そのためには、やはり出ると
ころを減らすか、入るところをふやすしかないわけなので、先ほどから申し上げているように、
もし配置基準を満たさないで事務局長が配置されているとすれば、場合によってはある商工
会のように、この際、事務局長を廃止するというのも、もちろん関係機関との協議は必要
ですが、出るところを減らすということは考える必要があるんじゃないでしょうか。もち
ろん、いろんな今までも身を切る改革をしていただいているのは知っていますが、それでも
収支均衡がなかなかとれないということだったから、あえてそういうことを申し上げたわけ
で、でも、それよりは事務局長の配置基準を満たすまで組織率を上げられたらどうですかと
いうことを申し上げたものですから、これについては、今、5年計画で組織率を60%まで上
げるための計画を立てていただいていると思いますので、これについては、例えば、5年後
に組織率60%まで上げていただくのを前提にということか、条件という少し上から目線なので、
どうかと思うんですけれども、それまでの間の、要は経営改善期間といいたいでしょうか、こ
の5年間、その間の不足分については、我々としても御協力ということか、させていただく準備
はさせていただいてもいいかなというふうに思っております。

ただ、やはりもう一つは、やっぱり入るのをふやすということをぜひ御検討いただきたい
と思います。もちろん、いろいろしたかばってんが、お金のなかもんじゃということもある
かもしれませんが、これは商工会としてということもですし、会員さん、それぞれで
もぜひいろんな取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

これまでかえる商品券ということで、私ども江北町が補助ということで年間300万円ほど
補助をお出しをしておりました。ただ、そこも率直に申しますと、私としてはプレミアム分
を丸々町が出しての事業というのは、果たして本当に商工会さんとしてのまさに自助とい
いたいでしょうか、いろんなアイデアであるとか、取り組みを促すようなことになっているのかな
ということ少し疑問に思ったものですから、以前は同じ300万円なら、そのまま300万円補
助はお出ししていいから、何かほかに事業をぜひ考えていただきたいということをお願い
したわけでありまして、ただ、今年度は、逆にいいますと、健康ポイント事業、これでは実は

我が町は江北町かえる商品券、商工会で使える商品券をお出しをしています。今回、12月補正予算でも予算を計上させていただいておりますけれども、最終的には、年度末には370万円分の実商品券を我々は商工会から買わせていただいて、それを町民の皆さんにお配りをするわけですから、これはやはり商工会の会員の皆さん方の消費喚起には十分我々は貢献をさせていただいているという自負も持っておりますし、ぜひこれをまた商工会のほうで何かさらに活用していただくようなことを考えていただけないかなというふうに思います。

それともう一つ、この4月から給食費の無料化をいたしました。給食費の無料化には約4,000万円予算がかかっております。これも給食費の無料化というところだけを見るんじゃなくて、町が今まで各保護者の方たちが払っておられた給食費を、町が今度は肩がわりをさせていただいているわけですから、そういう意味では、江北町に通わせている小学生、中学生のいる家庭は、4,000万円の今までは給食費に払っていたお金が浮いたという言い方が適切かどうかわかりませんが、実はそれだけのお金が、言ってみれば給食費じゃないところで使われて、いいお金として本当はあるはずなんです。それであれば、例えば、子育て支援の町であるわけですから、子育て何とかフェアであるとか、御家族ファミリー何とかセールとか、そういうこの4,000万円をいかに江北町の中でお金を落とさせていただくかということは、これはとりもなおさず、商工会の会員さん方じゃないとできないことだと思います。せっかく町が4,000万円補助をして給食費を無料化して、その無料化されたお金で保護者の方が、例えば、佐賀のゆめタウンであるとか、博多であるとか、そういうところでお使いにならないようにというところとちょっとあれですけども、なるべくそれが江北町の中でお金が落ちるようなことをぜひ我々としてはやっていただきたいというふうに思いますし、それが町にお金が回るということだと思うんです。ですから、もちろん原資がなくて新しいこともできないということではありますけれども、今年度は健康ポイントであるとか、給食費の無料化であるとか、直接、間接にはそういう商工会の活動にも貢献する事業も我々はやっておりますので、ぜひそこは御活用いただいて、お金をかけないでという語弊があるかもしれませんが、そこはぜひ御議論を商工会でもしていただいて、まさにタイアップをしていただければというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、決して助言、指導する関係ではなくて、連携、協調をしていく関係だというふうに私は思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、町長が言われたことにもいろいろ、こちら聞きたいことあるんですけども、最後に1つ用意してきたのがありますので、その質問をして終わりたいと思います。

今言われたようなことが、指導職員配置とか、県補助金の減少ということもあります。その中で財源について1つだけお伺いしたいと思います。経営改善普及事業、いわゆる人件費ですね、それを今、町のほうからいただいていますけれども、その割合が50.3%であります。それは要するに県補助金を除く自己負担の2分の1になっているわけですよ。もともと3分の2の補助率でお願いを今までずっとしていたんですけども、その辺が今、2分の1近くに落ちています。それはほかの町からすれば、かなり水準が低いわけですよ。その辺をぜひ御検討していただきたいということを思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

人件費に占める町の補助金の割合が総体的に減っているということでありましたが、これは我が町だけの構造ではなくて、恐らく、少し商工会の職員さんたちの人件費の支給の仕方が、商工会から直接給料として払っておられるわけではなくて、各商工会が負担金として商工会連合会に負担金を払われて、その中から各町に配置をされておられる職員さん方に給与として支給をされているということでもあります。県のほうにも確認しましたが、県のほうも実は補助金は減らしていないということでありましたし、我々町も補助金を減らしてはおりません。ということはどういうことかということ、やはり人件費そのものがふえていつているわけですね。幾つか考えられると思います。やはり商工会連合会に所属される職員さん方の高齢化というか、年齢が上がることによって全体的な人件費が高くなっているということであると思いますし、場合によってはそういう給料の高い人をわざわざ連れてくるということもあるかもしれません。そこは我が町だけのことでなくて、ぜひ、佐賀県商工会連合会として御議論をいただくことだというふうに思いますし、私ども町だけのことでありませんので、それだったら、例えば、県の補助金をまずふやしていただくとか、町だけでは

なくて、ぜひそうした議論もこの際していただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりましたけれども、何かちょっと今、お金の高い人を連れてくるようなことを言われたので、それはちょっとないと思いますので、その辺はすり合わせをぜひこちら商工会側もしていかないといけないと思いますので、その辺は勘違いされてもちょっと困りますので、よろしくをお願いします。

これで終わります。

○西原好文議長

9番池田君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。御起立お願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時41分 散会